■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第１編　総則	第１編　総則	
第１章　計画の目的・性格等	第１章　計画の目的・性格等	
第１節　目的	第１節	
略	略	
計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。	計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。	
一　本県の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。	一　本県の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。	
二　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。	二　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。	
三～六　略	三～六　略	
計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。	計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、地方防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
略	略	
第２節～第３節　略	第２節～第３節　略	
第４節　用語	第４節　用語	
この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。	この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。	
１～１０　略	１～１０　略	
１１　避難行動要支援者……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの	１１　避難行動要支援者……要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの	記載の適正化
１２　略	１２　略	
第２章　地震防災面からみた福岡県の特性	第２章　地震防災面からみた福岡県の特性	
第１節　略	第１節　略	
第２節　社会的条件	第２節　社会的条件	
第１～第２　略	第１～第２　略	
第３　経済・産業の状況	第３　経済・産業の状況	
平成 26 年度の県内総生産は 18 兆 1,122 億円で九州・沖縄の約 37.8%、全国の約 3.5%を占めている。	平成 29 年度の県内総生産は 19 兆 6,792 億円で九州・沖縄の約 38.2%、全国の約 3.5%を占めている。	記載の適正化
本県の産業構造としては、第１次産業(0.7%)、第２次産業(19.1%)、第３次産業（79.0%）の総生産額の比率となっており、第３次産業の	本県の産業構造としては、第１次産業(0.9%)、第２次産業(20.5%)、第３次産業（78.1%）の総生産額の比率となっており、第３次産業の	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
ウエイトが高く、第１次産業のウエイトが低くなっている。 （平成 26 年度県民経済計算年報（平成 29 年３月発表）） 県内４地域を見ると、全地域とも第３次産業が最も大きな割合を占めるが、各地域の特徴としては、県全体の産業構成比に対して、福岡地域は第３次、北九州地域、筑豊地域は第２次、筑後地域は第１次及び第２次産業の構成比が高い。	ウエイトが高く、第１次産業のウエイトが低くなっている。 （平成 29 年度県民経済計算年報（令和２年３月発表）） 県内４地域を見ると、全地域とも第３次産業が最も大きな割合を占めるが、各地域の特徴としては、県全体の産業構成比に対して、福岡地域は第３次、北九州地域、筑豊地域は第２次、筑後地域は第１次及び第２次産業の構成比が高い。	
第３節　本県の地震災害の特色 第１　地震災害履歴 １　地震動による被害 略 また、「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）の一連の活動の中で、平成 2016 年４月 16 日）１時 25 分に熊本県熊本地方で発生した地震（深さ 12km、マグニチュード 7.3）により最大深度５強を観測した。 略 ２～３　略	第３節　本県の地震災害の特色 第１　地震災害履歴 １　地震動による被害 略 また、「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）の一連の活動の中で、2016 年４月 16 日１時 25 分に熊本県熊本地方で発生した地震（深さ 12km、マグニチュード 7.3）により 最大震度５強を観測した。 略 ２～３　略	字句の修正
■直近の本県関係の地震 ※修正箇所のみ一部抜粋 （２）1868（明治元）年以降 ・1996.10.19 の地震　震度　震度５　宮崎市　鹿児島市	■直近の本県関係の地震 ※修正箇所のみ一部抜粋 （２）1868（明治元）年以降 ・1996.10.19 の地震　震度　震度５弱　宮崎市　鹿屋市	記載の適正化
第３章　災害の想定 この計画の策定に当たっては、地震に関する防災アセスメント調査（平成 24 年３月 福岡県）、津波に関する防災アセスメント調査（平成 24 年３月 福岡県）及び福岡県津波浸水想定（平成 28 年２月福岡県）の結果を基礎とした。なお、上記アセスメント調査は地震防災対策特別措置法（平成７年７月 18 日施行）及び津波対策推進法（平成 23 年６月 24 日施行）に基づき、福岡県津波浸水想定は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 27 日施行）に基づくものである。	第３章　災害の想定 県及び市町村は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。 なお、この計画の策定に当たっては、地震に関する防災アセスメント調査（平成 24 年３月 福岡県）、津波に関する防災アセスメント調査（平成 24 年３月 福岡県）及び福岡県津波浸水想定（平成 28 年２月　福岡県）の結果を基礎とした。なお、上記アセスメント調査は地震防災対策特別措置法（平成７年７月 18 日施行）及び津波対策推進法（平成 23 年６月 24 日施行）に基づき、福岡県津波浸水想定は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 27 日施行）に基づくものである。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第１節～第３節　略	第１節～第３節　略	
第４章　重点的に取り組むべき対策 略	第４章　重点的に取り組むべき対策 略	
第５章　防災関係機関等の業務大綱 防災関係機関等は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、	第５章　防災関係機関等の業務大綱 防災関係機関等は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練･研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。 　各防災関係機関等の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである	防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練･計画的かつ継続的な研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。 　各防災関係機関等の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
第１節　略	第１節　略	
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 　第１　県 　　略 　　・他の都道府県との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること 　　略 　　・緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること 　　略 　第２　市町村 　　略 　　・他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること 　　略 　　・避難の準備情報・勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること 　　略 　第３～第６　略 　第７　指定地方公共機関 　　１～８　略 　　９　公益社団法人福岡県薬剤師会 　　略 　　・指定避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関すること 　　１０～１４　略	第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 　第１　県 　　略 　　・他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること 　　略 　　・緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付に関すること 　　略 　第２　市町村 　　略 　　・他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること 　　略 　　・避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること 　　略 　第３～第６　略 　第７　指定地方公共機関 　　１～８　略 　　９　公益社団法人福岡県薬剤師会 　　略 　　・指定避難所等での避難者支援（服薬指導等）に関すること 　　１０～１４　略	災害対策基本法改正に基づく修正 規制除外車両の項目追加に伴う字句の修正 災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第３節　県民及び企業等の基本的責務 　第１　県民の基本的責務 　　県民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把 握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に地震災害に備えるものとする。また、地震災害時には自主	第３節　県民及び企業等の基本的責務 　第１　県民の基本的責務 　　県民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に地震災害に備えるものと	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。 第２　略 第６章　計画の運用等 第１節　平常時の運用 第１　略 第２　災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備 略 特に、応急活動のためのマニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するものとし、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練や研修を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。 略 第３　業務継続性の確保 地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保に努めるものとする。 略 第４～第６　略 第２節～第３節　略 第７章　災害に関する調査研究の推進 略	する。また、地震災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。 第２　略 第６章　計画の運用等 第１節　平常時の運用 第１　略 第２　災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備 略 特に、応急活動のためのマニュアルにおいては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理するものとし、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練や研修を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。 略 第３　業務継続性の確保 地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保に努めるものとする。 略 第４～第６　略 第２節～第３節　略 第７章　災害に関する調査研究の推進 略	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第２編　災害予防計画	第２編　災害予防計画	
第１章　基本方針	第１章　基本方針	
略	略	
第２章　防災基盤の強化	第２章　防災基盤の強化	
第１節　都市構造の防災化	第１節　都市構造の防災化	
第１～第６　略	第１～第６　略	
第７　造成地の災害予防対策	第７　造成地の災害予防対策	
１　計画方針	１　計画方針	
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略	
（３）市町村は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めることとする。	（３）市町村は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めることとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
２　略	２　略	
第８　略	第８　略	
第２節～第３節　略	第２節～第３節　略	
第４節　土木防災施設・社会資本施設等の安全化	第４節　土木防災施設・社会資本施設等の安全化	
第１　土砂災害防止施設等の整備	第１　土砂災害防止施設等の整備	
１　略	１　略	
２　急傾斜地崩壊対策	２　急傾斜地崩壊対策	
県防災計画（基本編・風水害対策編）第２編「災害予防計画」第１章「防災基盤の強化」第２節「土砂災害防止計画」第３「急傾斜地崩壊対策」に準ずる。	県防災計画（基本編・風水害対策編）第２編「災害予防計画」第１章「防災基盤の強化」第２節「土砂災害の防止」第３「急傾斜地崩壊対策」に準ずる。	基本編・風水害対策編の目次修正に基づく修正
３　地すべり対策	３　地すべり対策	
略	略	
なお、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。	なお、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。	災害対策基本法改正に基づく修正
４～６　略	４～６　略	
７　鉱山災害防止対策	７　鉱山災害防止対策	
県防災計画（基本編・風水害対策編）第２編第３章第 17 節「鉱山災害予防計画」に準ずる。	県防災計画（基本編・風水害対策編）第２編「災害予防計画」第３章「効果的な応急活動のための事前対策」第 19 節「鉱山の災害予防」に準ずる。	基本編・風水害対策編の目次修正に基づく修正
第２　略	第２　略	
第３　交通施設の安全対策	第３　交通施設の安全対策	
１　道路施設	１　道路施設	
（１）緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク、啓開道路	（１）緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク、啓開道路	
ア　緊急交通路	ア　緊急交通路	
あらかじめ震災等大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選	あらかじめ震災等大規模災害発生時における緊急通行車両等の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定して、	字句の修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。 なお、緊急交通路は、高規格幹線道路として整備された高速自動車国道、都市高速道路及びその他の自動車専用道路のほか、地域別の災害対策本部と陸上輸送、海上輸送及び航空輸送に対 応する路線について、次の基準に基づき１～３路線を選定する。 ○ 陸上輸送を確保するために隣接県又は隣接地域と接続する幹線道路 ○ 海上輸送及び航空輸送を確保するために必要な道路 ○ 原則として、片側２車線以上の広幅員道路 ○ 高架部が少なく、道路損壊時に早急な復旧が期待できる道路 ○ 交通信号機、地域制御機等の交通安全施設が整備され、大量の人員、物資の輸送等緊急通行車両の通行が可能な道路 資料編 交通施設－緊急交通路一覧表 参照	重点的に道路、施設等の安全性を強化し、災害発生時における被害の軽減及び的確かつ円滑な災害応急対策に資する。 なお、緊急交通路は、高規格幹線道路として整備された高速自動車国道、都市高速道路及びその他の自動車専用道路のほか、地域別の災害対策本部と陸上輸送、海上輸送及び航空輸送に対 応する路線について、次の基準に基づき１～３路線を選定する。 ○ 陸上輸送を確保するために隣接県又は隣接地域と接続する幹線道路 ○ 海上輸送及び航空輸送を確保するために必要な道路 ○ 原則として、片側２車線以上の広幅員道路 ○ 高架部が少なく、道路損壊時に早急な復旧が期待できる道路 ○ 交通信号機、地域制御機等の交通安全施設が整備され、大量の人員、物資の輸送等緊急通行車両の通行が可能な道路 資料編 交通施設－緊急交通路指定予定路線一覧表 参照	基本編・風水害対策編（第２編第２章第１２節）の修正に基づく修正 地域防災計画資料編修正に伴う修正
イ　略 ウ　啓開道路（道路維持課、九州地方整備局、政令市、西日本高速道路(株)、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社、警察） 緊急交通路に加え、大規模災害発生時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送及び道路の啓開作業に必要な災害対応拠点をつなぐための、最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路であり、これを県内各道路管理者が共有することにより効率的な啓開作業を行う。 資料編 交通施設―啓開道路図 参照	イ　略 ウ　啓開道路（道路維持課、九州地方整備局、政令市、西日本高速道路(株)、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社、警察） 緊急交通路に加え、大規模災害発生時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送及び道路の啓開作業に必要な災害対応拠点をつなぐための、最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路であり、これを県内各道路管理者が共有することにより効率的な啓開作業を行う。 エ　災害における交通マネジメント （ア）九州地方整備局は、災害時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、必要に応じて「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。)」を組織する。 （イ）県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。	地域防災計画資料編修正に伴う修正 「災害時交通マネジメント検討会」を組織するため
（２）～（４）　略 ２　鉄道施設 （１）　略 （２）鉄道施設の安全対策については、（１）の他、県防災計画（風水害対策編）第２編「災害予防計画」第１章「防災基盤の強化」第 12 節「交通施設災害予防計画」第２「鉄道施設」に準ずる。 ３～４　略 第４　ライフライン施設の安全対策 １　電気施設の安全対策（九州電力株式会社） （１）～（２）　略 （３）電気施設の安全対策については、（１）及び（２）の他、県防災計画（風水害対策編）第２編「災害予防計画」第１章「防災基盤の強	（２）～（４）　略 ２　鉄道施設 （１）　略 （２）鉄道施設の安全対策については、（１）の他、県防災計画（基本編・風水害対策編）第２編「災害予防計画」第１章「防災基盤の強化」第 12 節「交通施設の災害予防」第２「鉄道施設」に準ずる。 ３～４　略 第４　ライフライン施設の安全対策 １　電気施設の安全対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社） （１）～（２）　略 （３）電気施設の安全対策については、（１）及び（２）の他、県防災計画（基本編・風水害対策編）第２編「災害予防計画」第１章「防災	基本編・風水害対策編の目次修正に基づく修正 分社化に伴う修正 基本編・風水害対策編の目次修正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
化」第 10 節「電気施設、ガス施設災害予防計画」第１「電気施設災害予防対策」に準ずる。	基盤の強化」第 10 節「電気施設、ガス施設の災害予防」第１「電気施設災害予防対策」に準ずる。	
２　略	２　略	
３　国内通信施設の安全対策	３　国内通信施設の安全対策	
（１）　略	（１）　略	
（２）国内通信施設の安全対策については、（１）の他、県防災計画（基本編・風水害対策編）第２編 「災害予防計画」第１章「防災基盤の強化」第９節「一般通信施設、放送施設災害予防計画」第１「国内通信施設災害予防対策」に準ずる。	（２）国内通信施設の安全対策については、（１）の他、県防災計画（基本編・風水害対策編）第２編 「災害予防計画」第１章「防災基盤の強化」第９節「一般通信施設、放送施設の災害予防」第１「国内通信施設災害予防対策」に準ずる。	基本編・風水害対策編の目次修正に基づく修正
４　放送施設の安全対策	４　放送施設の安全対策	
（１）　略	（１）　略	
（２）放送施設の安全対策については、（１）の他、県防災計画（風水害対策編）第２編「災害予防計画」第１章「防災基盤の強化」第９節「一般通信施設、放送施設災害予防計画」第２「放送施設災害予防対策」に準ずる。	（２）放送施設の安全対策については、（１）の他、県防災計画（基本編・風水害対策編）第２編「災害予防計画」第１章「防災基盤の強化」第９節「一般通信施設、放送施設の災害予防」第２「放送施設災害予防対策」に準ずる。	基本編・風水害対策編の目次修正に基づく修正
５　略	５　略	
６　下水道施設の安全対策	６　下水道施設の安全対策	
（１）　略	（１）　略	
（２）対策	（２）対策	
ア～ウ　略	ア～ウ　略	
エ　施設機能の維持 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。	エ　施設機能の維持 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。併せて、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努めるものとする。	令和２年７月豪雨災害を踏まえた修正
オ　略	オ　略	
７　略	７　略	
第５　略	第５　略	
第３章　県民等の防災力の向上	第３章　県民等の防災力の向上	
第１節　県民が行う防災対策	第１節　県民が行う防災対策	
１　防災に関する知識の修得	１　防災に関する知識の修得	
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略	
（４）災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難勧告等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）	（４）災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）	災害対策基本法改正に基づく修正
（５）　略	（５）　略	
２～８　略	２～８　略	
第２節　自主防災体制の整備	第２節　自主防災体制の整備	
第１　略	第１　略	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第２　自主防災体制の整備	第２　自主防災体制の整備	
１　略	１　略	
２　活動内容	２　活動内容	
（１）平時の活動内容	（１）平時の活動内容	
ア　自主防災組織の防災計画書の作成	ア　自主防災組織の防災計画書の作成	
（ア）～（オ）　略	（ア）～（オ）　略	
（カ）指定緊急避難場所、避難道路、避難勧告等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。	（カ）指定緊急避難場所、避難道路、避難指示等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。	災害対策基本法改正に基づく修正
（キ）～（ケ）	（キ）～（ケ）	
イ～カ　略	イ～カ　略	
（２）災害発生時の活動内容	（２）災害発生時の活動内容	
ア～ウ　略	ア～ウ　略	
エ　避難の実施	エ　避難の実施	
市町村長や警察官等から避難勧告等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。	市町村長や警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。	災害対策基本法改正に基づく修正
略	略	
（ア）～（ウ）　略	（ア）～（ウ）　略	
オ　炊き出し及び救助物資の支給に対する協力等	オ　炊き出し及び救助物資の支給に対する協力等	
被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市町村が実施する給水、救援物資の支給に協力する。	被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、避難者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市町村が実施する給水、救援物資の支給に協力する。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
３　自主防災組織の育成・指導	３　自主防災組織の育成・指導	
（１）　略	（１）　略	
（２）市町村の役割	（２）市町村の役割	
ア～カ　略	ア～カ　略	
	キ　市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
４～６　略	４～６　略	
第３節　略	第３節　略	
第４節　防災知識の普及	第４節　防災知識の普及	
第１　県民等に対する防災知識の普及	第１　県民等に対する防災知識の普及	
県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、県民に対し、災害時の被害想定結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震及	県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、県民に対し、災害時の被害想定結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震及	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
び防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行事が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。	び防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意する。 県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・ＤＶの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。	字句の修正 災害対策基本法改正に基づく修正 記載の適正化 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 記載の適正化
また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行うものとする。	また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行うものとする。	
１　一般啓発	１　一般啓発	
（１）啓発の内容	（１）啓発の内容	
ア　地震・津波に関する基礎知識や、地震発生時、警報等発表時、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識	ア　地震・津波に関する基礎知識や、地震発生時、警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識	災害対策基本法改正に基づく修正
イ～カ　略	イ～カ　略	
キ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動	キ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
ク　略	ク　略	
ケ　緊急地震速報、津波警報・注意報、防災気象情報、避難勧告等に関する知識	ケ　緊急地震速報、津波警報・注意報、防災気象情報、避難指示等に関する知識	災害対策基本法改正に基づく修正
	コ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
コ　指定緊急場所や指定避難所での行動、避難路、その他避難対策に関する知識	サ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認	
サ　避難生活に関する知識	シ　避難生活に関する知識	
	ス　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方	
シ～ナ　略	セ～ヌ　略	
	ネ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動	
ニ　略	ノ　略	
（２）　略	（２）　略	
２　略	２　略	
３　学校教育を通じての普及 略	３　学校教育を通じての普及 略	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
また、県及び市町村は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。	また、県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第２　略	第２　略	
第３　職員に対する防災教育	第３　職員に対する防災教育	
県、市町村及び防災関係機関は、平常時の的確な地震防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。	県、市町村及び防災関係機関は、平常時の的確な地震防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。	
また、国、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	また、国、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第４～第５　略	第４～第５　略	
第６　防災知識の普及に際しての留意点等	第６　防災知識の普及に際しての留意点等	
県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な防災知識の普及を実施するものとする。	県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施するものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。	防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。	記載の適正化
第７～第８　略	第７～第８　略	
第５節　防災訓練の充実	第５節　防災訓練の充実	
第１　略	第１　略	
第２　各種訓練	第２　各種訓練	
１　応急対策計画確認訓練	１　応急対策計画確認訓練	
応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施するものとする。なお、訓練は以下の要領で実施するものとする。	応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施するものとする。なお、訓練は以下の要領で実施するものとする。	
（１）県、市町村及び関係機関は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。	（１）県、市町村及び関係機関は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者、要請手続等の確認を行う。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
（２）～（４）　略	（２）～（４）　略	
２～５　略	２～５　略	
６　医療救護訓練	６　医療救護訓練	
略	略	
各医療機関は、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練の実施に努める。	医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努めるものとする。	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
	また、作成したマニュアルに基づく自主訓練の実施に努めるものとする。	
災害医療統率者等を対象とした研修、講習会については、基幹災害拠点病院において実施する。	災害医療統率者等を対象とした研修、講習会については、基幹災害拠点病院において実施する。	
７～９　略	７～９　略	
第３　略	第３　略	
第４　防災訓練に際しての留意点等	第４　防災訓練に際しての留意点等	
県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。	県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。	
	また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、緊急地震速報・津波警報・注意報等の発表時や地震・津波発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。	県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、緊急地震速報・津波警報・注意報等の発表時や地震・津波発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
略	略	
さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。	さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。	記載の適正化
略	略	
第５　略	第５　略	
第６節　県民の心得	第６節　県民の心得	
第１～第２　略	第１～第２　略	
第３　運転者のとるべき措置	第３　運転者のとるべき措置	
１　走行中のとき	１　走行中のとき	
（１）急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急通行車両の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させること。	（１）急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急自動車の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させること。	記載の適正化
（２）～（３）　略	（２）～（３）　略	
２　略	２　略	
第４章　効果的な応急活動のための事前対策	第４章　効果的な応急活動のための事前対策	
第１節　広域応援・受援体制の整備	第１節　広域応援・受援体制の整備	
大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応	大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。また、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮するものとする。	援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び市町村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。	県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び市町村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。	県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。 県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
市町村は県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。 県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。 第１　他都道府県等との相互協力体制の整備 略 資料編Ⅰ 応援協定－九州・山口９県災害時応援協定 （平成 23 年 10 月 31 日締結）　参照 資料編Ⅰ 応援協定－関西広域連合と九州地方知事会との 災害時の相互応援に関する協定 （平成 23 年 10 月 31 日締結）　参照 資料編Ⅰ 応援協定－全国都道府県における災害時の広域応援 に関する協定(平成 8 年 7 月 18 日締結)　参照 資料編Ⅰ 応援協定－21 大都市災害時相互応援に関する協定 （平成 24 年 10 月 1 日締結）　参照 第２　市町村間の相互協力体制の整備	市町村は県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。 県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。 第１　他都道府県等との相互協力体制の整備 略 資料編　応援協定－九州・山口９県災害時応援協定 （令和 2 年 4 月 24 日締結）　参照 資料編　応援協定－関西広域連合と九州地方知事会との 災害時の相互応援に関する協定 （平成 23 年 10 月 31 日締結）　参照 資料編　応援協定－全国都道府県における災害時の広域応援 に関する協定(平成 30 年 11 月 9 日締結)　参照 資料編　応援協定－21 大都市災害時相互応援に関する協定 （平成 24 年 10 月 1 日締結）　参照 第２　市町村間の相互協力体制の整備	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。	市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。	
県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。特に、大規模災害が生した場合に円滑な対応が可能となるよう、市町村職員の派遣要請スキームを明確化するものとする。	県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。特に、大規模災害が発生した場合に円滑な対応が可能となるよう、市町村職員の派遣要請スキームを明確化するものとする。また、県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。	字句の修正 防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
資料編Ⅰ 応援協定－福岡県消防相互応援協定（平成元年 3 月 25 日締結）参照	資料編　応援協定－福岡県消防相互応援協定（令和 2 年 3 月 11 日締結）参照	記載の適正化
第３　略	第３　略	
第４　関係機関の広域応援体制の整備	第４　関係機関の広域応援体制の整備	
１　県	１　県	
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略	
（３）防災関係機関との連携体制	（３）防災関係機関との連携体制	
県は、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防援助隊受援計画を定めるとともに、必要に応じ修正を行うものとする。	県は、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防援助隊受援計画を定めるとともに、必要に応じ修正を行うものとする。	
県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	
県は、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の体制の充実に努めるものとする。	県は、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の体制の充実に努めるものとする。	
県は、災害時健康危機管理支援チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。	県は、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
	県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）等の整備に努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
	県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
２～４　略	２～４　略	
第５　受援計画	第５　受援計画	
県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。	県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
また、受援計画に基づく応援の受入れを想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努めるものとする。	また、受援計画に基づく応援の受入れを想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努めるものとする。	
	県及び市町村は、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第６　略	第６　略	
第２節　防災施設・資機材等の整備	第２節　防災体制・施設・資機材等の整備	記載の適正化
第１　災害対策本部体制の整備	第１　災害対策本部体制の整備	
１～４　略	１～４　略	
５　人材の確保	５　人材の確保	
県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努め るものとする。	県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
第２　防災中枢機能等の確保充実	第２　防災中枢機能等の確保充実	
県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを超える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば１週間）の発電が可能と なるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等にも努めるものとする。その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛生携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。	県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを超える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば１週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等にも努めるものとする。その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。県及び市町村は、特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。なお、県及び市町村等は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するものとする。 また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正 主語の明確化 防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正

旧	新	改正理由
また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討、施設の耐震化など所要の対策にも配慮するものとする。	量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。 さらに、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討、施設の耐震化など所要の対策にも配慮するものとする。	
第３　防災拠点施設の確保・充実 県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐震・耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。 県は、福岡県建築物耐震改修促進計画に、防災拠点となる市町村庁舎を位置付け、市町村の耐震化への取組みの促進に努めるものとする。市町村の耐震化の進捗状況については、定期的に報告を求め、適宜必要な情報提供、助言を行うこととする。併せて、市町村に対し、指定避難所の耐震化について取組みを要請するものとする。 また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市町村は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。	第３　防災拠点施設の確保・充実 県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐震・耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。 県は、福岡県建築物耐震改修促進計画に、防災拠点となる市町村庁舎を位置付け、市町村の耐震化への取組みの促進に努めるものとする。市町村の耐震化の進捗状況については、定期的に報告を求め、適宜必要な情報提供、助言を行うこととする。併せて、市町村に対し、指定避難所の耐震化について取組みを要請するものとする。 また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市町村は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。	
国・県・市町村は、上記拠点のひとつとして、県下の「道の駅」を災害時の防災拠点（指定避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点等）として、相互に活用するものとし、「道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。 九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。	国・県・市町村は、上記拠点のひとつとして、県下の防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点（指定避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点等）として位置づけ、相互に活用するものとし、「道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。 九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
第４　略 第５　装備資機材等の整備充実 １　略 ２　整備項目 （１）～（３）　略 （４）その他災害用装備資機材 可搬式標識・標示板等交通対策用資機材、トランシーバー等携帯型無線機、衛星携帯電話 ３～５　略 第６　備蓄物資の整備 略 物資の備蓄計画 ― 本編第４章「効果的な応急活動のための事前対	第４　略 第５　装備資機材等の整備充実 １　略 ２　整備項目 （１）～（３）　略 （４）その他災害用装備資機材 可搬式標識・標示板等交通対策用資機材、トランシーバー等携帯型無線機、衛星通信 ３～５　略 第６　備蓄物資の整備 略 物資の備蓄計画 ― 本編第４章「効果的な応急活動のための事前対	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
策」第14節「物資等の調達、供給体制の整備」 資料編Ⅰ 備蓄等－県内の物資（食料・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況 参照 第７～第９　略	策」第15節「災害備蓄物資等整備・供給計画」 資料編　備蓄等－県内の物資（食料・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況 参照 第７～第９　略	記載の適正化
第３節　災害救助法等の運用体制の整備 第１　災害救助法等の習熟 １　災害救助法等の運用の習熟 （１）略 （２）災害救助法実務研修会等 県は、災害発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会を実施する。 （３）略 ２　略 ３　意思決定の支援体制の整備 県は、災害時に被災市町村の災害救助法の運用を支援するための体制を整備するものとする。	第３節　災害救助法等の運用体制の整備 第１　災害救助法等の習熟 １　災害救助法等の運用の習熟 （１）略 （２）災害救助法実務研修会等 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会を実施する。 （３）略 ２　略 ３　意思決定の支援体制の整備 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被災市町村の災害救助法の運用を支援するための体制を整備するものとする。	防災基本計画(R03.5修正)に基づく修正 防災基本計画(R03.5修正)に基づく修正
第４節　津波災害予防体制の整備 第１～第２　略 第３　避難体制の整備 １～２　略 ３　指定緊急避難場所 略 指定緊急避難場所においては、女性の意見を反映し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定緊急避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。	第４節　津波災害予防体制の整備 第１～第２　略 第３　避難体制の整備 １～２　略 ３　指定緊急避難場所 略 指定緊急避難場所においては、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、運営管理において、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、性的少数者や障がいのある人等に配慮した多目的トイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定緊急避難場所における安全性の確保など、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズに配慮するよう努めるものとする。	記載の適正化
４　津波避難計画等の策定 （１）津波避難計画の策定 津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、津波ハザードマップを作成する他、平成25年３月に消防庁から示された津波避難対策推進マニュアル検討会報告書を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底	４　津波避難計画等の策定 （１）津波避難計画の策定 津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、津波ハザードマップを作成する他、平成25年３月に消防庁から示された津波避難対策推進マニュアル検討会報告書を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る	災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
を図るものとする。 略 ア　略 イ　避難対象地域の指定 津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令する際に避難の対象となる地域で、平成28年2月に公表した「福岡県津波浸水想定」に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。 ウ～キ　略 ク　避難勧告等の発令 報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けた場合や強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合などにおいて、避難指示（緊急）又は避難勧告を発令する基準を定める。 ケ～サ　略 （２）～（３）　略 ５　避難勧告または指示 沿岸地域の市町村長は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的な避難指示（緊急）等の発令基準を設定するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。 ６　市町村における津波避難対策 県は、市町村と連携して、地域防災体制の中心となる自主防災組織の整備や防災に関する優れた知識や経験、技能を持った人材の育成、災害ボランティアコーディネーターの育成に取り組み、市町村における避難体制の充実化を図るものとする。 また、市町村は、避難場所のあり方に関し、女性等の意見を反映し、女性や子育て家庭等多様な生活者のニーズに配慮するよう努める。 ７　略 第４　津波警報等、避難勧告等の伝達体制の整備 略 第５　略 第６　防災知識の普及、訓練の実施 １　防災知識の普及 県、市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。	ものとする。 略 ア　略 イ　避難対象地域の指定 津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域で、平成28年2月に公表した「福岡県津波浸水想定」に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。 ウ～キ　略 ク　避難指示の発令 報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けた場合や強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合などにおいて、避難指示を発令する基準を定める。 ケ～サ　略 （２）～（３）　略 ５　避難指示 沿岸地域の市町村長は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。 ６　市町村における津波避難対策 県は、市町村と連携して、地域防災体制の中心となる自主防災組織の整備や防災に関する優れた知識や経験、技能を持った人材の育成、災害ボランティアコーディネーターの育成に取り組み、市町村における避難体制の充実化を図るものとする。 また、市町村は、避難場所のあり方に関し、女性や性的少数者等の意見を反映し、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズに配慮するよう努める。 ７　略 第４　津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備 略 第５　略 第６　防災知識の普及、訓練の実施 １　防災知識の普及 県、市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。	災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 記載の適正化 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。	また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 記載の適正化
県、市町村は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。 　略 ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性 ・警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動 　略 ２～３　略 ４　津波ハザードマップの整備 　県、市町村は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。 ５～６　略 第７　津波避難訓練をする際の留意点等 　略 　また、その心理特性を意識したうえで、避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要性があることを住民に理解させ、避難勧告などの情報は実際の被害につながらない場合もあるが、それを無視し続けることは、いつしか大きな被害を直接受けることにつながることを住民に十分に理解させるように努めるものとする。 　なお、災害時に働く社会心理学上の人間の心理には以下のものが挙げられる。 ※正常化の偏見（Normalcy bias） 　軽微な異変にまで反応すると心の安定が保てなくなるため、人々は心の安定を保つために、軽微な異変は正常範囲内の出来事として処理する心的メカニズム。	県、市町村は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。 　略 ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性 ・警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動 　略 ２～３　略 ４　津波ハザードマップの整備 　県、市町村は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。 ５～６　略 第７　津波避難訓練をする際の留意点等 　略 　また、その心理特性を意識したうえで、避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要性があることを住民に理解させ、避難指示などの情報は実際の被害につながらない場合もあるが、それを無視し続けることは、いつしか大きな被害を直接受けることにつながることを住民に十分に理解させるように努めるものとする。 　なお、災害時に働く社会心理学上の人間の心理には以下のものが挙げられる。 ※正常化の偏見（Normalcy bias） 　軽微な異変にまで反応すると心の安定が保てなくなるため、人々は心の安定を保つために、軽微な異変は正常範囲内の出来事として処理する心的メカニズム。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
例えば、避難勧告が発表されても避難しない行動がある。確かに、避難勧告が出ていることは、危険な状態にあり、避難するべきであることはわかっているが人々は避難しない。人々はこの行動を正当化するため、危険であることはわかるが、今まで避難勧告を無視しても被害に遭遇しなかったので避難しないと考える心的メカニズムである。 例：略 ※多数派同調バイアス（Majority synching bias） 今まで迷ったときは周囲の人と同じ行動を取ることで乗り越えてきた経験を活かし、迷ったときは周囲の人の動きを探りながら同じ行動をとることが安全と考える心理状態。	例えば、避難指示が発表されても避難しない行動がある。確かに、避難指示が出ていることは、危険な状態にあり、避難するべきであることはわかっているが人々は避難しない。人々はこの行動を正当化するため、危険であることはわかるが、今まで避難指示を無視しても被害に遭遇しなかったので避難しないと考える心的メカニズムである。 例：略 ※多数派同調バイアス（Majority synching bias） 今まで迷ったときは周囲の人と同じ行動を取ることで乗り越えてきた経験を活かし、迷ったときは周囲の人の動きを探りながら同じ行動をとることが安全と考える心理状態。	災害対策基本法改正に基づく修正
例えば、避難勧告が発表されても避難しない行動がある。確かに、避難勧告が出ていることは、危険な状態にあり、避難するべきであることはわかっているが、周辺住民が避難しないため、自分は何か思い違いをしているかもしれないと考えて、周囲の人々に同調して避難しない心理状態。	例えば、避難指示が発表されても避難しない行動がある。確かに、避難指示が出ていることは、危険な状態にあり、避難するべきであることはわかっているが、周辺住民が避難しないため、自分は何か思い違いをしているかもしれないと考えて、周囲の人々に同調して避難しない心理状態。	災害対策基本法改正に基づく修正
略 第８　津波に強いまちづくり １～２　略 ３　都市計画・土地利用計画等との連携 （１）基本方針 略	略 第８　津波に強いまちづくり １～２　略 ３　都市計画・土地利用計画等との連携 （１）基本方針 略	
県、市町村は、防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画策定、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。	県、市町村は、防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画策定、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
（２）略 ４　略 第９～第１２　略	（２）略 ４　略 第９～第１２　略	
第５節　情報管理体制の整備 第１　略 第２　緊急地震速報・津波警報等の受信伝達体制の整備	第５節　情報管理体制の整備 第１　略 第２　緊急地震速報・津波警報等の受信伝達体制の整備	
１　津波危険に対する避難の勧告等の基準の周知と習熟	１　津波危険に対する避難の指示等の基準の周知と習熟	災害対策基本法改正に基づく修正
県、市町村及び関係機関は、緊急地震速報対応行動や津波に対する警戒呼びかけ基準、避難の勧告・指示の基準の職員に対する周知及び津波警報・注意報等の種類等への習熟を図るものとする。	県、市町村及び関係機関は、緊急地震速報対応行動や津波に対する警戒呼びかけ基準、避難の指示の基準の職員に対する周知及び津波警報・注意報等の種類等への習熟を図るものとする。	
２～４　略 第３　略 第４　情報通信施設等の整備 略	２～４　略 第３　略 第４　情報通信施設等の整備 略	
国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通	国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、ＡＩ、ＩｏＴ、	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>
信関連技術の導入に努めるものとする。

１　通信手段の種類・特徴
災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものが考えられる。
<table>
<tr><th>種類</th><th>使用不能となる場合・特徴</th></tr>
<tr><td>防災行政無線（地上系）</td><td>・停電時には非常用電源で機能。
・使用不能（輻輳等）になりにくい。</td></tr>
<tr><td>防災行政無線（移動系）</td><td>・使用不能（輻輳等）になりにくい。</td></tr>
<tr><td>防災行政無線（衛星系）</td><td>・停電時には非常用電源で機能。
・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。</td></tr>
<tr><td>ＭＣＡ無線
（ふくおかコミュニティ無線）</td><td>・停電時には非常用電源で機能。
・使用不能（輻輳等）になりにくい。</td></tr>
<tr><td>ＮＴＴ加入電話（一般）</td><td>・輻輳時には通信制限がかかる。
・有線施設が切断され不通になる可能性がある。
・停電時は交換機が停止しなければ使用可。</td></tr>
<tr><td>ＩＰ電話</td><td>・輻輳時には通信制限がかかる。
・有線施設が切断され不通になる可能性がある。
・停電時は使用不可。</td></tr>
<tr><td>携帯電話（一般）</td><td>・輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。
（メール通信は比較的有効）
・中継局の設備破損や停電時は不通。
（数時間は予備バッテリーで機能）</td></tr>
<tr><td>衛星携帯電話</td><td>・一般的に輻輳しにくい。
・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。</td></tr>
<tr><td>（災害時優先電話）
ＮＴＴ加入電話
携帯電話</td><td>・回線輻輳時の発信が優先的に接続。</td></tr>
</table>
２　無線通信施設等の整備
（１）県の無線通信設備等
ア　福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（防災危機管理局）
福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した福岡県防災行政無線であり、通信の途絶や輻輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。
また、県警等情報提供が必要な機関に対しても、防災情報システムの整備を進め、情報の伝達を密にするよう努める。
資料編Ｉ　通信－福岡県防災・行政情報通信ネットワーク
通信系統図 参照
</td>
<td>
クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。
１　通信手段の種類・特徴
災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものが考えられる。
<table>
<tr><th>種類</th><th>使用不能となる場合・特徴</th></tr>
<tr><td>防災行政無線（地上系）</td><td>・停電時には非常用電源で機能。
・使用不能（輻輳等）になりにくい。</td></tr>
<tr><td>防災行政無線（移動系）</td><td>・使用不能（輻輳等）になりにくい。</td></tr>
<tr><td>防災行政無線（衛星系）</td><td>・停電時には非常用電源で機能。
・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。</td></tr>
<tr><td>ＭＣＡ無線
（ふくおかコミュニティ無線）</td><td>・停電時には非常用電源で機能。
・使用不能（輻輳等）になりにくい。</td></tr>
<tr><td>ＮＴＴ加入電話（一般）</td><td>・輻輳時には通信制限がかかる。
・有線施設が切断され不通になる可能性がある。
・停電時は交換機が停止しなければ使用可。</td></tr>
<tr><td>ＩＰ電話</td><td>・輻輳時には通信制限がかかる。
・有線施設が切断され不通になる可能性がある。
・停電時は使用不可。</td></tr>
<tr><td>携帯電話（一般）</td><td>・輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。
（メール通信は比較的有効）
・中継局の設備破損や停電時は不通。
（数時間は予備バッテリーで機能）</td></tr>
<tr><td>衛星通信</td><td>・一般的に輻輳しにくい。
・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。</td></tr>
<tr><td>（災害時優先電話）
ＮＴＴ加入電話
携帯電話</td><td>・回線輻輳時の発信が優先的に接続。</td></tr>
</table>
２　無線通信施設等の整備
（１）県の無線通信設備等
ア　福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（防災危機管理局）
福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した福岡県防災行政無線であり、通信の途絶や輻輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。
また、県警等情報提供が必要な機関に対しても、防災情報システムの整備を進め、情報の伝達を密にするよう努める。
資料編　通信－福岡県防災・行政情報通信ネットワーク
電話番号一覧表 参照
</td>
<td>
正

防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正

記載の適正化
</td>
</tr>
</table>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
イ　略 （２）～（３）　略 （４）指定行政機関の無線通信施設 ア　国土交通省（九州地方整備局） 国土交通省は、河川、道路等の管理及び防災対策を実施するため、九州地方整備局と各事務所及び福岡県を結ぶ無線通信設備の整備を行う。 資料編Ⅰ　通信－通信回線系統図－九州地方整備局 無線回線構成図 参照 （ア）～（エ）　略 イ　第七管区海上保安本部 第七管区海上保安本部が、海上の警備、救難等の業務を実施するため、設置した無線通信設備をいう。 資料編Ⅰ　通信－通信回線系統図－第七管区海上保安本部 無線回線構成図 参照 ３　衛星携帯電話・携帯電話等の活用 （１）通信事業者による通信機器の借受等 県は、災害発生時に被災地が有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に、通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星携帯電話・ＭＣＡ無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に取り組むことができるよう、通信事業者と協定等を締結し、災害時の通信機器緊急貸与に関する体制整備を行う。 公衆電話の臨時設置等の措置については、第３編「災害応急対策計画」第２章「災害応急対策活動」第３節「被害情報等の収集伝達」第４「通信計画」によるものとする。 （２）　略 ４～８　略	イ　略 （２）～（３）　略 （４）指定行政機関の無線通信施設 ア　国土交通省（九州地方整備局） 国土交通省は、河川、道路等の管理及び防災対策を実施するため、九州地方整備局と各事務所及び福岡県を結ぶ無線通信設備の整備を行う。 （ア）～（エ）　略 イ　第七管区海上保安本部 第七管区海上保安本部が、海上の警備、救難等の業務を実施するため、設置した無線通信設備をいう。 資料編Ⅰ　通信－通信回線系統図－第七管区海上保安本部 通信回線系統図 参照 ３　衛星通信・携帯電話等の活用 （１）通信事業者による通信機器の借受等 県は、災害発生時に被災地が有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に、通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星通信・ＭＣＡ無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に取り組むことができるよう、通信事業者と協定等を締結し、災害時の通信機器緊急貸与に関する体制整備を行う。 公衆電話の臨時設置等の措置については、第３編「災害応急対策計画」第２章「災害応急対策活動」第３節「被害情報等の収集伝達」第４「通信計画」によるものとする。 （２）　略 ４～８　略	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
第６節　広報・広聴体制の整備 第１　被災者への的確な情報伝達体制の整備 １～２　略 ３　市町村は、被災者への情報伝達手段として、特に市町村防災無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。県は、市町村から被災者へ情報伝達が確実に行われるよう、点検・助言を行う。 ４　略 ５　県及び市町村は、避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。	第６節　広報・広聴体制の整備 第１　被災者への的確な情報伝達体制の整備 １～２　略 ３　市町村は、市町村防災無線（戸別受信機を含む）の整備や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。県は、市町村から被災者へ情報伝達が確実に行われるよう、点検・助言を行う。 ４　略 ５　県及び市町村は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正 令和２年７月豪雨災害を踏まえた修正 災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
６　略 ７　県、市町村、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。 ８～10　略 第２～第４　略	６　略 ７　県、市町村、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。 ８～10　略 第２～第４　略	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
第７節　二次災害の防災体制の整備 県及び市町村は、地震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進するものとする。 また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする	第７節　二次災害の防災体制の整備 県及び市町村は、地震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害警戒区域の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進するものとする。 また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
第１　震災消防体制の整備 １～３　略 ４　市町村相互の応援体制の強化 （１）市町村は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し協定を結び、相互に応援するように努めなければならない。 （２）　略 ５～６　略 ７　震災消防体制の整備については、１～６の他、県防災計画（基本編・風水害対策編）第２編「災害予防計画」第１章「防災基盤の強化」第４節「火災予防計画」によるものとする。	第１　震災消防体制の整備 １～３　略 ４　市町村相互の応援体制の強化 （１）市町村は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防相互応援協定に基づき、相互に応援するように努めなければならない。 （２）　略 ５～６　略 ７　震災消防体制の整備については、１～６の他、県防災計画（基本編・風水害対策編）第２編「災害予防計画」第１章「防災基盤の強化」第４節「火災の予防」によるものとする。	記載の適正化 基本編・風水害対策編の目次修正に基づく修正
第２　地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備 １　水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備 県及び市町村は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員ＯＢなど）の登録等を推進するものとする。 ２～３　略	第２　地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備 １　水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備 県及び市町村は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員ＯＢなど）の登録等を推進するものとする。 また、市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 ２～３　略	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第３　危険物施設等災害予防対策 １～２　略 ３　高圧ガス （１）～（２）　略 （３）その他の対策 県防災計画（事故対策編）第５編「危険物等災害対策」第２章「災害予防計画」第１節「危険物等関係施設の安全性の確保」第２「高圧ガス災害予防対策」によるものとする。 資料編Ⅰ　危険物－ 主な高圧ガス特性一覧表 参照	第３　危険物施設等災害予防対策 １～２　略 ３　高圧ガス （１）～（２）　略 （３）その他の対策 県防災計画（事故対策編）第５編「危険物等災害対策」第２章「災害予防計画」第１節「危険物等関係施設の安全性の確保」第２「高圧ガス災害予防対策」によるものとする。 資料編危険物－ 主な高圧ガス特性一覧表 参照	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
資料編Ⅰ　危険物－ 一般高圧ガス事業者一覧表 参照	資料編Ⅰ　危険物－ ガス事業者 （ガス小売事業者兼一般ガス導管事業者）一覧表 参照	記載の適正化
第８節　略	第８節　略	
第９節　避難体制の整備 第１　避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟 １　避難誘導計画の策定と訓練 市町村は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ策定し、訓練を行う。その際、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。 （１）避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング （２）避難勧告等に係る権限の代行順位 （３）～（６）　略 ２　避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備 （１）個別計画の策定 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年８月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努める。 県は、市町村の個別計画の早期策定を促進するため、避難行動要支援者の避難支援に係る研修会や自宅から指定緊急避難場所までの避難について実地訓練を実施するものとする。 （２）　略 ３　津波に対する避難の勧告等の基準への習熟 地震発生直後の避難の勧告・指示の大部分は津波に対するものである。そのため、市町村は、津波に対する避難の勧告等の基準を習熟する。県は、市町村に対し、津波に対する避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。 ４　広域避難体制の整備 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する	第９節　避難体制の整備 第１　避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟 １　避難誘導計画の策定と訓練 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ策定し、訓練を行う。その際、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。 （１）避難指示、高齢者等避難等を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング （２）避難指示等に係る権限の代行順位 （３）～（６）　略 ２　避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備 （１）個別避難計画の作成 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年８月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努めなければならない。 県は、市町村の個別避難計画の早期策定を促進するため、避難行動要支援者の避難支援に係る研修会や自宅から指定緊急避難場所までの避難について実地訓練を実施するものとする。 （２）　略 ３　津波に対する避難の指示等の基準への習熟 地震発生直後の避難の指示の大部分は津波に対するものである。そのため、市町村は、津波に対する避難の指示等の基準を習熟する。県は、市町村に対し、津波に対する避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。 ４　広域避難体制の整備 県及び市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域一時滞在及び広域避難が可能となるよう、他の地方公共団	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努めるものとする。 また、県、市町村及び運送事業者等は、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた計画を定め、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで広域避難を実施するよう努めるものとする。 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
また、確実に要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築するものとする。	県及び市町村は、確実に要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築するものとする。	
県は、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する県や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。	県は、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する県や近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
略	略	
第２　避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び被災者の生活環境の整備	第２　避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
略	略	
また、市町村長は、被災者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずるものとする。	また、市町村長は、避難者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずるものとする。	
１～２　略	１～２　略	
３　指定緊急避難場所、指定避難所の指定	３　指定緊急避難場所、指定避難所の指定	
（１）指定緊急避難場所の指定	（１）指定緊急避難場所の指定	
略	略	
指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に被災者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、市町村長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出することにより、届け出なければならない。	指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に避難者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、市町村長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出することにより、届け出なければならない。	
（２）指定避難所の指定	（２）指定避難所の指定	
市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の６で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、指定避難所として指定し、公示するものとする。	市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の６で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。 また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとし、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
略	略	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
（３）福祉避難所の指定 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	（３）福祉避難所の指定・管理 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
（４）～（６）　略	（４）～（６）　略	
（７）指定緊急避難場所と指定避難所の関係 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。	（７）指定緊急避難場所と指定避難所の関係 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるが指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。	
４　指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備	４　指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備	
（１）連絡手段の整備 市町村は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星携帯電話等の通信機器等の整備に努める。	（１）連絡手段の整備 市町村は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星通信等の通信機器等の整備に努める。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
（２）指定緊急避難場所の設備等の整備 指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。県は、これらについて適宜助言するよう努める。	（２）指定緊急避難場所の設備等の整備 指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。県は、これらについて適宜助言するよう努める。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
（３）指定避難所の設備等の整備 ア　市町村長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。	（３）指定避難所の設備等の整備 ア　市町村は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。 イ　必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。 ウ　県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災	字句の修正 防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正

旧	新	改正理由
	担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。	
イ　指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するよう努める。	エ　指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
エ　略	オ　指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
オ～カ　略	カ～キ　略	
（４）指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備	（４）指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備	
ア　略	ア　略	
イ　市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。	イ　市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
ウ～カ　略	ウ～カ　略	
キ　県及び市町村は、女性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダーの育成に努めるものとする。	キ　県及び市町村は、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努めるものとする。また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について，防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	記載の適正化 防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
ク　略	ク　略	
	ケ　市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
５～６　略	５～６　略	
第３　略	第３　略	
第１０節　交通・輸送体制の整備	第１０節　交通・輸送体制の整備	
第１　緊急通行車両の事前届出	第１　緊急通行車両等の事前届出	字句の修正
県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両	県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。	等の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両等の事前届出を受理する。	
１　事前届出の対象とする車両	１　事前届出の対象とする車両	
	（１）緊急通行車両	記載の適正化
事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。	事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。	
（１）災害時において災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両。	ア　災害時において災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両。	
ア　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	（ア）警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項	災害対策基本法改正に基づく修正
イ　消防、水防その他の応急措置に関する事項	（イ）消防、水防その他の応急措置に関する事項	
ウ　被災者の救難、救助その他保護に関する事項	（ウ）被災者の救難、救助その他保護に関する事項	
エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	（エ）災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	
オ　施設及び設備の応急の復旧に関する事項	（オ）施設及び設備の応急の復旧に関する事項	
カ　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	（カ）清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	
キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	（キ）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	
ク　緊急輸送の確保に関する事項	（ク）緊急輸送の確保に関する事項	
ケ　その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項	（ケ）その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項	
（２）指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。	イ　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。	
	（２）規制除外車両	記載の適正化
	事前届出の対象とする車両は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならない車両とする。	
	ア　医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両	
	イ　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両	
	ウ　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）	
	エ　道路啓開作業用車両	
	オ　建設用重機	
	カ　重機輸送車両（建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）	
２　事前届出の申請	２　事前届出の申請	
（１）申請者―災害対策基本法施行令第 33 条第１項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者。（代行者を含む。）	（１）申請者―緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）	
（２）申請先―申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課。	（２）申請先―警察署又は県警察本部交通規制課	
３　申請書類	３　申請書類	
緊急通行車両事前届出書２通に次の書類を添付の上申請する。	（１）緊急通行車両	記載の適正化
（１）申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類１通	ア　緊急通行車両等事前届出書…２通	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
	イ　自動車検査証の写し…１通 ウ　緊急通行車両の対象であることを疎明する書類…１通	
（２）自動車検査証の写し等	（２）規制除外車両 ア　規制除外車両事前届出書…２通 イ　自動車検査証の写し…１通 ウ　規制除外車両の対象であることを疎明する書類等…１通	
資料編Ⅰ　緊急通行車両－緊急通行車両関係資料　参照	資料編　交通施設－緊急通行車両等関係資料　参照	地域防災計画資料編修正に伴う修正
４　略	４　略	
５　協定締結事業者への周知 県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。	５　協定締結事業者への周知 県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。	記載の適正化
第２　緊急輸送体制の整備	第２　緊急輸送体制の整備	
１　輸送車両等の確保 県及び市町村は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等との協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。	１　輸送車両等の確保 県及び市町村は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
２　円滑な輸送のための環境整備 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用するものとする。	２　円滑な輸送のための環境整備 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用するものとする。	
	物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。	物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
３　輸送施設・輸送拠点の整備 県及び市町村は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び広域物資輸送拠点（都道府県）・地域内輸送拠点（市町村）について指定・点検するものとする。	３　輸送施設・輸送拠点の整備 県及び市町村は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害時の物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な輸送施設及び広域物資輸送拠点（都道府県）・地域内輸送拠点（市町村）について指定・点検する	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正

旧	新	改正理由
	ものとする。	
など、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。	備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。	記載の適正化
また、県、市町村及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、上記の輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮するものとする。	また、県、市町村及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、上記の輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮するものとする。	
４　緊急輸送道路の啓開体制の整備	４　緊急輸送道路の啓開体制の整備	
道路管理者は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結し、必要な人員、資機材の確保等の対策を講じて体制を整備しておくものとする。	道路管理者は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結し、必要な人員、資機材の確保等の対策を講じて体制を整備しておくものとする。	
また、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努めるものとする。	また、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努めるものとし、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。	
さらに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。	さらに、県及び市町村は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
５　港湾等の啓開体制の整備	５　港湾等の啓開体制の整備	
港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結することにより、必要な人員、資機材の確保等の体制を整備しておくものとする。	港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結することにより、必要な人員、資機材の確保等の体制を整備しておくものとする。	
また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。	また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。	
	さらに、県及び市町村は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第１１節　保健医療活動調整計画 第１～第２　略 【図　保健医療調整本部体制図】 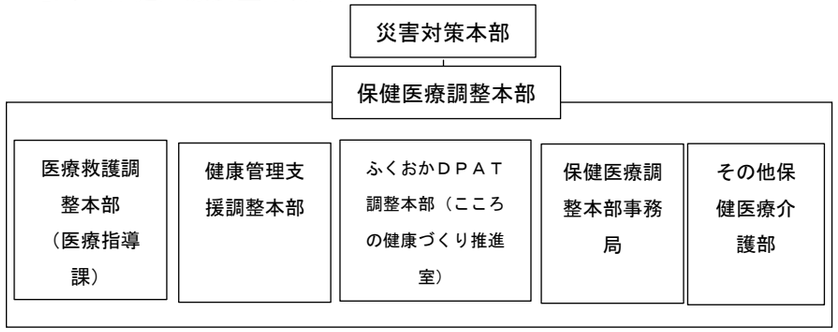 	第１１節　保健医療活動調整計画 第１～第２　略 【図　保健医療調整本部体制図】 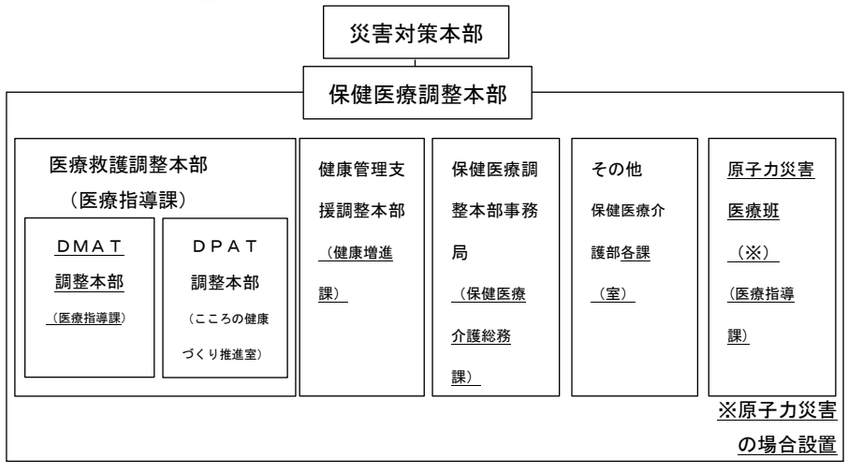 	緊急医療本部を保健医療調整本部に機能統合したことに伴う修正 記載の適正化 記載の適正化
第１２節　医療救護体制の整備 第１　医療救護活動要領への習熟 県、市町村及び関係機関は、第３編「災害応急対策計画」第２章「災害応急対策活動」第 10 節「医療救護」及び「災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。	第１２節　医療救護体制の整備 第１　医療救護活動要領への習熟 県、市町村及び関係機関は、第３編「災害応急対策計画」第２章「災害応急対策活動」第 10 節「医療救護」及び「福岡県災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。	記載の適正化
第２　医療救護体制の整備（医療指導課、市町村、医療機関）	第２　医療救護体制の整備（医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、医療機関）	所管の修正
１　情報収集・連絡体制の整備 （１）　略 （２）広域災害・救急医療情報システムの整備 災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図れるよう、災害拠点病院及び救急病院・診療所等は、平常時から情報入力を確実に行う。 ア～エ　略 ２　略 ３　実施体制の整備 （１）災害医療コーディネート体制の整備 県は、県内における大規模災害発生時等に、医療救護班等の医療資源を有効に活用し、関係機関と連携して医療救護活動を円滑に実施するため、災害時の医療救護活動や地域の医療提供体制、災害時の小児周産期領域の医療支援調整等に関して専門的な知識を有する医師を「福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエ	１　情報収集・連絡体制の整備 （１）　略 （２）広域災害・救急医療情報システムの整備 災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図られるよう、災害拠点病院、災害拠点精神科病院及び救急病院等は、平常時から情報入力を確実に行う。 ア～エ　略 ２　略 ３　実施体制の整備 （１）災害医療コーディネート体制の整備 県は、県内における大規模災害発生時等に、医療救護班等の医療資源を有効に活用し、関係機関と連携して医療救護活動を円滑に実施するため、災害時の医療救護活動や地域の医療提供体制、災害時の小児周産期領域の医療支援調整等に関して専門的な知識を有する医師を「福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエ	災害拠点精神科病院の指定に伴う修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
ゾンを含む。)」として、県庁や保健所等に配置（保健所設置市への派遣を含む。）するものとする。	ゾンを含む。)」として、県庁や保健所等（保健医療調整本部及び地方本部）に配置（保健所設置市への派遣を含む。）するものとする。	記載の適正化
（２）医療救護活動の実施体制の整備 県は、大規模災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、適宜、災害時医療救護マニュアルを見直し、関係者を対象とした訓練等を実施するものとする。	（２）医療救護活動の実施体制の整備 県は、大規模災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、適宜、「福岡県災害時医療救護マニュアル」を見直し、関係者を対象とした訓練等を実施するものとする。	記載の適正化
４　災害拠点病院等の整備 （１）災害拠点病院 救命救急センターなど救急医療を担っている医療機関を地域の災害拠点病院として二次医療圏毎に１箇所以上整備する。ただし、災害時拠点病院に適合する医療機関がない医療圏にあっては、近隣の医療圏との相互補完により整備する。 また、災害拠点病院のうち県内１カ所を基幹災害拠点病院として選定し、災害拠点病院の機能に加え、災害医療従事者等要員への訓練・研修を行う。	４　災害拠点病院等の整備 （１）災害拠点病院 県は、災害時における医療提供の中心的な役割を担う医療機関を地域の災害拠点病院として指定する また、災害拠点病院のうち災害医療に関して県の中心的な役割を果たす医療機関を基幹災害拠点病院として指定する。 基幹災害拠点病院は、災害拠点病院の機能に加え、災害医療従事者等要員への訓練・研修を行う。	記載の適正化
	（２）災害拠点精神科病院 災害時に精神科医療を提供する上で中心的な役割を担う災害拠点精神科病院を、県内に１箇所以上整備する。 ア　機能 （ア）被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出 （イ）災害派遣精神医療チーム先遣隊（ＤＰＡＴ先遣隊）の派遣 （ウ）災害時の地域の精神科医療機関への支援 イ　指定基準 災害時の精神科医療活動に積極的に協力する医師のある医療機関であって、別に定める要件を満たす医療機関を指定する。	災害拠点精神科病院の指定に伴う修正
（２）救急病院・診療所 現行の救急医療体制を担う救急病院・診療所において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、日頃から病院防災マニュアルの作成やこれに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制整備を図るものとする。	（３）救急病院等 現行の救急医療体制を担う救急病院等において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、日頃から災害対策マニュアルの作成やこれに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制整備を図るものとする。	記載の適正化
（３）略 ５　略 ６　医療機関の災害対策 厚生労働省作成のモデルマニュアル（病院防災マニュアル）及び県作成の「災害時医療救護マニュ アル」等を参考とし、各病院において災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練を行うなど、各病院レベルでの災害対策を講じる。 ７～８　略	（４）略 ５　略 ６　医療機関の災害対策 医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努めるものとする。 また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じるものとする。 ７～８　略	記載の適正化
第３　傷病者等搬送体制の整備 １　情報連絡体制の整備 略 ※　後方医療機関とは、被災を免れた災害拠点病院、救急病院・診療所及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。	第３　傷病者等搬送体制の整備 １　情報連絡体制の整備 略 ※　後方医療機関とは、被災を免れた災害拠点病院、救急病院等及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
２　搬送経路 消防機関は、震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機 関への搬送経路を検討しておく。	２　搬送経路 消防機関は、搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機 関への搬送経路を検討しておく。	記載の適正化
３～５　略	３～５　略	
第４　広域的医療救護活動の調整	第４　広域的医療救護活動の調整	
１　他県、国等への応援要請（医療指導課・防災危機管理局） 略	１　他県、国等への応援要請（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局） 略	所管の修正
２　略	２　略	
	３　ＤＰＡＴ運用体制の整備（健康増進課こころの健康づくり推進室） 災害急性期（災害発生から４８時間以内）に災害現場へ迅速に出動し、活動できる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）運用体制の整備・充実を図るものとする。 また、県は、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の充実強化や実践的な研修・訓練等を通じて、災害時精神科医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 さらに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や災害医療コーディネーターが参加する訓練等を通じて、広域的な医療救護活動への参画に努める。	記載の適正化
	４　ＤＷＡＴ運用体制の整備（福祉総務課） 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の整備・充実を図るものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第５　災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施	第５　災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施	
１　略	１　略	
２　災害医療に関する研修・訓練	２　災害医療に関する研修・訓練	
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略	
（３）県防災訓練において大規模災害を想定した実践訓練を実施する。	（３）県総合防災訓練において、大規模災害を想定した実践訓練を実施する。	記載の適正化
（４）～（５）　略	（４）～（５）　略	
第１３節　要配慮者安全確保体制の整備	第１３節　要配慮者安全確保体制の整備	
第１　基本的事項	第１　基本的事項	
１　市町村防災計画に定めるべき事項 市町村は、市町村防災計画において、要配慮者等を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	１　市町村防災計画に定めるべき事項 市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
２　避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供 市町村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動	２　避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供 市町村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災計画の定めるところにより、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。」を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。 略 （１）避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項 ア　氏名 イ　出生の年月日 ウ　男女の別 エ～キ　略 （２）～（３）略 （４）名簿情報の提供 ア　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。 略 （５）～（６）略	略 （１）避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項 ア　氏名 イ　出生の年月日 ウ　性別 エ～キ　略 （２）～（３）略 （４）名簿情報の提供 ア　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。 略 （５）～（６）略 ３　個別避難計画の作成・利用・提供 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、郡市医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 （１）個別避難計画の記載または記録事項 ア　氏名 イ　出生の年月日 ウ　性別 エ　住所又は居所 オ　電話番号その他の連絡先 カ　避難の支援を必要とする事由 キ　避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先 ク　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関す	記載の適正化 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 記載の適正化 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 記載の適正化

旧	新	改正理由
	る事項 ケ　その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項 （２）情報の収集 ア　市町村長は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 イ　市町村長は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。 （３）個別避難計画情報の利用 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 （４）個別避難計画情報の提供 ア　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。 イ　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。 （５）個別避難計画情報を提供する場合における配慮 市町村長は、（４）により個別避難計画情報を提供するときは、防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （６）秘密保持義務 （４）により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
	（７）個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 （８）地区防災計画との整合性 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。	
３　略	４　略	
第２　社会福祉施設、病院等の対策（健康増進課・医療指導課・障がい福祉課、子育て支援課、児童家庭課、保護・援護課、福祉総務課、男女共同参画推進課、防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者）	第２　社会福祉施設、病院等の対策（医療指導課・障がい福祉課、子育て支援課、児童家庭課、保護・援護課、福祉総務課、男女共同参画推進課、防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者）	所管の修正
１　略	１　略	
２　防災設備等の整備	２　防災設備等の整備	
（１）　略	（１）　略	
（２）社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。 また、災害発生に備え、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。	（２）社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。 また、災害発生に備え、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。 さらに、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
３　略	３　略	
第３　幼稚園・学校等対策 略 県及び市町村は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。	第３　幼稚園・学校等対策 略 県及び市町村は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第４　在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課･障がい福祉課・がん感染症疾病対策課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局、市町村）	第４　在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課･障がい福祉課・がん感染症疾病対策課・防災危機管理局、市町村）	所管の修正
第５～第７　略	第５～第７　略	
	第８　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保 県・保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
	染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあっては，管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき，自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。	
第８　略	第９　略	
第１４節　災害ボランティアの活動環境等の整備	第１４節　災害ボランティアの活動環境等の整備	
第１　略	第１　略	
第２　災害ボランティアの受入体制の整備	第２　災害ボランティアの受入体制の整備	
１　略	１　略	
２　行政の役割	２　行政の役割	
（１）県における役割	（１）県における役割	
県は、福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等と連携し、平常時の登録，研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	県は、災害ボランティアの活動環境として、福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等と連携し、平常時の登録，研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点及び活動資機材やその保管場所の確保、活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 記載の適正化
略	略	
（２）市町村における役割	（２）市町村における役割	
市町村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	市町村は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
略	略	
３　略	３　略	
第３　略	第３　略	
第１５節　災害備蓄物資等整備・供給計画	第１５節　災害備蓄物資等整備・供給計画	
第１　共通方針	第１　共通方針	
１　県及び市町村は、東日本大震災を踏まえ、大規模な地震が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定め	１　県及び市町村は、東日本大震災を踏まえ、大規模な地震が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
ておくものとする。	物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。 ２　県及び市町村は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
２　備蓄を行うに当たっては、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、東日本大震災の教訓から、津波の浸水想定区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。 また、県及び市町村は、被災地への物資の輸送に当たっては、市町村の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定緊急避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努めるものとする。 特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、大規模災害発生時に市町村等と連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣するなど情報の収集に努め、迅速かつ的確な義援物資の供給に努めるものとする。県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるものとする。 また、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努めるものとする。	３　備蓄を行うに当たっては、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、東日本大震災の教訓から、津波の浸水想定区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。 また、県及び市町村は、被災地への物資の輸送に当たっては、市町村の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定緊急避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努めるものとする。 特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、大規模災害発生時に市町村等と連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣するなど情報の収集に努め、迅速かつ的確な義援物資の供給に努めるものとする。県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。 また、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
	４　平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
３　略	５　略	
４　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。県は、指定避難所の支援物資のニーズを把握し、市町村との間で情報共有できる仕組みを整備するよう努めるものとする。	６　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズに配慮するものとする。県は、指定避難所の支援物資のニーズを把握し、市町村との間で情報共有できる仕組みを整備するよう努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
５～６　略	７～８　略	
第２～第４　略	第２～第４　略	
第５　医薬品等の供給体制の整備	第５　医薬品等の供給体制の整備	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
１　略 ２　県における医薬品等の備蓄推進 （１）大規模災害発生直後の被災負傷者（２万人相当）に対する必要な医薬品等を県下４ブロック（福岡県医薬品卸業協会・福岡県医療機器協会各１ヵ所／ﾌﾞﾛｯｸ）に備蓄する。 　なお、医薬品の備蓄品目や搬送手段等については、災害時緊急医薬品等供給体制整備検討会により、検討を行う。 （２）初動医療時の備蓄医薬品の運搬及びその後の救護医療に必要な医薬品や医療機器を確保するため、福岡県医薬品卸業協会・福岡県医療機器協会と協定を締結し、災害時の医薬品等の安定供給の整備を図る。 ３　略 第６～第８　略 第１６節～第２１節　略 第２２節　南海トラフ地震臨時情報への対応 第１　略 第２　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 １　略 ２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合 　県及び関係市町村は、情報収集に努め、関係各機関及び関係地域住民等に対し情報発信を行い、必要な対策、準備を実施するように呼びかけるとともに、必要に応じて警戒体制を整え、情報共有を図るものとする。 　さらに、県及び関係市町村、県警、指定公共機関、指定地方公共機関は、県防災計画及び各自の地震に関する防災計画に基づき、地震が発生した際は、速やかに対応できるようあらかじめ準備するものとする。	１　略 ２　県における医薬品等の供給体制 （１）備蓄推進 ア　大規模災害発生直後の被災負傷者（２万人相当）に対する必要な医薬品等を県下４ブロック（県医薬品卸業協会・県医療機器協会各１ヵ所／ﾌﾞﾛｯｸ）に備蓄する。 　なお、医薬品の備蓄品目や搬送手段等については、災害時緊急医薬品等供給体制整備検討会により、検討を行う。 イ　初動医療時の備蓄医薬品の運搬及びその後の救護医療に必要な医薬品や医療機器を確保するため、県医薬品卸業協会・県医療機器協会と協定を締結し、災害時の医薬品等の安定供給の整備を図る。 （２）モバイルファーマシーの運用 　被災地の薬局が機能していない状況では、疾病治療中の避難患者に対する迅速・的確な医薬品の供給体制が必要である。調剤や医薬品の供給を行うことができる災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー）について、災害時の運用体制を整備するとともに、その活動を支援する。 ３　略 第６～第８　略 第１６節～第２１節　略 第２２節　南海トラフ地震臨時情報への対応 第１　略 第２　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 １　略 ２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合 　県及び関係市町村は、情報収集に努め、関係各機関及び関係地域住民等に対し情報発信を行い、必要な対策、準備を実施するように呼びかけるとともに、必要に応じて警戒体制を整え、情報共有を図るものとする。 　警戒体制については、第３編第１章第２節「県等の組織体制の確立」に準ずる。 　さらに、県及び関係市町村、県警、指定公共機関、指定地方公共機関は、県防災計画及び各自の地震に関する防災計画に基づき、地震が発生した際は、速やかに対応できるようあらかじめ準備するものとする。	記載の適正化 モバイルファーマシーの運用開始に伴う修正 警戒体制の記載を追加

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第３編　災害応急対策計画	第３編　災害応急対策計画	
第１章　活動体制の確立	第１章　活動体制の確立	
第１節　略	第１節　略	
第２節　県等の組織動体制の確立	第２節　県等の組織動体制の確立	
第１　県の組織体制の確立	第１　県の組織体制の確立	
１～３　略	１～３　略	
４　災害対策本部等の設置	４　災害対策本部等の設置	
（１）略	（１）略	
（２）災害対策本部等の組織	（２）災害対策本部等の組織	
ア　災害対策本部及び地方本部	ア　災害対策本部及び地方本部	
（ア）災害対策本部	（ア）災害対策本部	
ａ　略	ａ　略	
ｂ　災害対策本部の運営 「福岡県災害対策本部運営要綱」（以下「本部運営要綱」という。）に定めるところによる。 資料編　災害対策本部－福岡県災害対策本部運営要綱 参照	ｂ　災害対策本部の運営 「福岡県災害対策本部運営要綱」（以下「本部運営要綱」という。）に定めるところによる。 資料編　県災害対策本部－福岡県災害対策本部運営要綱 参照	地域防災計画資料編修正に伴う修正
ｃ～ｇ　略	ｃ～ｇ　略	
ｈ　その他 略 航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、ＤＭＡＴ県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。	ｈ　その他 略 航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、ＤＭＡＴ調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調整に当たっては、政府本部又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（ＦＯＣＳ）を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。	記載の適正化 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
（イ）　略	（イ）　略	
イ～ウ　略	イ～ウ　略	
（３）～（４）　略	（３）～（４）　略	
第２～第６　略	第２～第６　略	
第３節　略	第３節　略	
第４節　応援要請	第４節　応援要請	
大規模災害発生時においては、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、各機関は平常時から関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。大規模な災害の発生を覚知した時は、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとす	大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、各機関は平常時から関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各機関はあらかじめ締結された広	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>る。
第１　応援要請
１　略
２　県
（１）～（５）　略
（６）「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援要請
知事は、大規模災害発生時に、県及び県内市町村の応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、国や九州地方知事会等と連携し、「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づく応援職員の派遣を依頼するものとする。

３～５　略
６　応援の受入れに関する措置
他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努めるものとする。

略
７　略
（表中）県からの要請・連絡先
<table><tr><td>防災危機管理局</td><td>ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）</td><td>九州電力、西部ガス</td></tr><tr><td>保健医療介護総務課
健康増進課
こころの健康づくり推進室</td><td>保健師・栄養士等医療保健関係者の派遣</td><td>県内保健福祉環境事務所、県内市町村、近隣県、全国都道府県（厚生労働省）</td></tr><tr><td>医療指導課
健康増進課
薬務課</td><td>医療関係者の派遣</td><td>厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、県医師会、歯科医師会、市町村立病院、国立病院機構、
薬剤師会、災害拠点病院（ＤＭＡＴ含む）</td></tr></table></td><td>域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
第１　応援要請
１　略
２　県
（１）～（５）　略
（６）「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請
知事は、大規模災害発生時に、県及び県内市町村の応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、国や九州地方知事会等と連携し、「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援職員の派遣を依頼するものとする。
なお、県及び市町村は、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
３～５　略
６　応援の受入れに関する措置
他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努めるものとする。
また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。
略
７　略
（表中）県からの要請・連絡先
<table><tr><td>防災危機管理局</td><td>ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）</td><td>九州電力、九州電力送配電、西部ガス</td></tr><tr><td>保健医療介護総務課
健康増進課
こころの健康づくり推進室</td><td>保健師・栄養士等医療保健関係者の派遣</td><td>県内市町村、近隣県、全国都道府県（厚生労働省）</td></tr><tr><td>医療指導課
健康増進課
こころの健康づくり推進室
薬務課</td><td>医療関係者の派遣</td><td>厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、県医師会、歯科医師会、精神科病院協会、市町村立病院、国立病院機構、薬剤師会、災害拠点病院（ＤＭＡＴ含む）、災害拠点精神科病院（ＤＰＡＴ含む）</td></tr></table></td><td>防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正

防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正

防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正

分社化に伴う修正

記載の適正化

基本編・風水害対策編（第３編第１章第４節）の修正に基づく修正</td></tr>
</table>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第２　略	第２　略	
第５節　災害救助法の適用	第５節　災害救助法の適用	
第１　災害救助法の適用基準	第１　災害救助法の適用基準	
１　略	１　略	
（１）当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が、表１の災害救助法適用基準世帯数以上であること	（１）当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が、表１の災害救助法適用基準世帯数以上であること。	字句の修正
（２）～（４）　略	（２）～（４）　略	
２　前項(1)から(3)までに規定する住家が減失した世帯の数の算定に当っては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家の減失した一つの世帯とみなす。	２　前記１の(1)から(3)までに規定する住家が減失した世帯の数の算定に当っては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家の減失した一つの世帯とみなす。	記載の適正化
	３　前記１によるもののほか、知事は、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある場合において、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ）が設置され、当該本部の所管区域として県内市町村が告示されたときには、災害救助法による救助を実施できる。	災害救助法改正に基づく修正 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第２　略	第２　略	
第３　救助の実施	第３　救助の実施	
１　災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。	１　災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。 なお、本節第１の３による救助の種類は、（１）である。	災害救助法改正に基づく修正
（１）～（12）　略	（１）～（12）　略	
第４　略	第４　略	
第５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 略 資料編Ⅰ 災害救助法－災害救助法（抜粋）参照 資料編Ⅰ 災害救助法－災害救助法施行令（抜粋）参照 資料編Ⅰ 災害救助法－内閣府令第 86 号（抜粋）参照 資料編Ⅰ 災害救助法－福岡県災害救助法施行細則 参照	第５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 略 資料編 災害救助法－災害救助法（抜粋）参照 資料編 災害救助法－災害救助法施行令（抜粋）参照 資料編 災害救助法－災害救助法施行令第１条第１項第３号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（抜粋）参照 資料編 災害救助法－福岡県災害救助法施行細則 参照 資料編 災害救助法－福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等　参照	記載の適正化 記載の適正化
第６　略	第６　略	
（表外）県内市町村別災害救助法適用基準一覧表 市町村名は平成 31 年３月 31 日	（表外）県内市町村別災害救助法適用基準一覧表 市町村名は令和２年３月 31 日	記載の適正化
第６節　略	第６節　略	
第７節　災害ボランティアの受入・支援 地震災害が発生したときには、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部を	第７節　災害ボランティアの受入・支援 地震災害が発生したときには、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部を	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。	設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。 県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
略	略	
第２章　災害応急対策活動 第１節　地震津波情報伝達対策 第１～第２　略 第３　津波警報の伝達系統 １～４　略 ５　津波警報等の伝達 （１）～（２）略 （３）市町村から住民等への周知方法 津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、市町村は防災計画に基づき関係住民等に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。この場合、要配慮者が基本法第60 条第１項の規程による避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。 これらの、一般的な周知方法は次のとおりである。 ア～ウ　略 第４　略	第２章　災害応急対策活動 第１節　地震津波情報伝達対策 第１～第２　略 第３　津波警報の伝達系統 １～４　略 ５　津波警報等の伝達 （１）～（２）略 （３）市町村から住民等への周知方法 津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、市町村は防災計画に基づき関係住民等に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。この場合、要配慮者が基本法第60 条第１項の規程による避難のための立ち退きの指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。 これらの、一般的な周知方法は次のとおりである。 ア～ウ　略 第４　略	災害対策基本法改正に基づく修正
第２節　津波災害応急対策の実施（津波への対処） 第１　略 第２　津波に対する防災体制の整備 県、市町村は、災害予防対策で整備した職員の非常参集体制のもと、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルに基づき、他の職員、機関等との連携しながら、適時適切な防災対策を実施していくものとする。	第２節　津波災害応急対策の実施（津波への対処） 第１　略 第２　津波に対する防災体制の整備 県、市町村は、災害予防対策で整備した職員の非常参集体制のもと、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルに基づき、他の職員、機関等との連携しながら、適時適切な防災対策を実施していくものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第３　津波に対する避難体制の整備 １～３　略 ４　避難勧告または指示 沿岸地域の市町村長は、災害予防対策により定めている津波警報等の内容に応じた具体的な発令基準に基づき避難勧告等を行うものとす	第３　津波に対する避難体制の整備 １～３　略 ４　避難指示 沿岸地域の市町村長は、災害予防対策により定めている津波警報等の内容に応じた具体的な発令基準に基づき避難指示等を行うものとす	災害対策基本法改正に基づく修正

旧	新	改正理由
る。 　また、津波警報等に応じて自動的に避難勧告等を発令する場合においては、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難勧告等の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。 　なお、津波警報等の内容に応じた避難勧告等の具体的な発令基準を定めるまでの間においては、沿岸地域の市町村長は、津波ハザードマップの整備に努め、以下の場合、直ちに安全な場所に避難するよう勧告又は指示を行う。 　その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。 （１）　略 ※なお、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しても、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難勧告等の発表・発令・　伝達体制を整えるものとする （２）　略 第４　沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備 １　海岸における広報 　沿岸地域の市町村は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、市町村防災行政無線(同報系)、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。 　また、津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、福岡県防災情報メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図るものとする。 ２～３　略 第５～第９　略 第３節　被害情報等の収集伝達 第１　被害情報の収集と被害規模の早期把握 １　略 ２　地震発生直後の被害情報の把握 　県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 　この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。 　また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報	る。 　また、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においては、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。 　なお、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準を定めるまでの間においては、沿岸地域の市町村長は、津波ハザードマップの整備に努め、以下の場合、直ちに安全な場所に避難するよう指示を行う。 　その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。 （１）　略 ※なお、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しても、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・　伝達体制を整えるものとする （２）　略 第４　沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備 １　海岸における広報 　沿岸地域の市町村は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、市町村防災行政無線(同報系)、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。 　また、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、福岡県防災情報メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図るものとする。 ２～３　略 第５～第９　略 第３節　被害情報等の収集伝達 第１　被害情報の収集と被害規模の早期把握 １　略 ２　地震発生直後の被害情報の把握 　県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 　この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。	災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。	また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
略	略	
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略	
（３）避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況	（３）避難の指示の状況、警戒区域の指定状況	災害対策基本法改正に基づく修正
（４）～（９）　略	（４）～（９）　略	
３　応急対策活動情報の連絡	３　応急対策活動情報の連絡	
市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。	
県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。また、指定行政機関は、必要に応じ、自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をするとともに、都道府県、公共機関に連絡する。	県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡する。また、指定行政機関は、必要に応じ、自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡をするとともに、都道府県、公共機関に連絡する。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
４　略	４　略	
５　災害関係情報収集用カメラや警察の交通監視用テレビ、福岡県災害情報収集システム等の活用（防災危機管理局、道路維持課、河川管理課、警察（交通規制課）、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、市町村）	５　災害関係情報収集用カメラや警察の交通監視用テレビの活用（防災危機管理局、道路維持課、河川管理課、警察（交通規制課）、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、市町村）	システム廃止のため修正
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略	
（３）福岡県災害情報収集システムの活用 県は、災害現場から携帯電話やスマートフォン等の端末で撮影した写真や災害情報を送信することで、自動的に地図上に表示できる福岡県災害情報収集システムを構築した。県及び市町村等の防災担当者は、本システムを活用しながら災害情報の収集を行うよう努める。		システム廃止のため修正
（４）　略	（３）　略	
６　国への報告等	６　国への報告等	
略	略	
また、必要に応じ防災関係機関及び関係地方公共団体に対し、災害状況を連絡し、必要な応援等を要請するとともに、指定行政機関を通じ、官邸（内閣官房）及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、国の非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡することとする。	また、必要に応じ防災関係機関及び関係地方公共団体に対し、災害状況を連絡し、必要な応援等を要請するとともに、指定行政機関を通じ、官邸（内閣官房）及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡することとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
７～８　略	７～８　略	
第２～第３　略	第２～第３　略	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>第４　通信計画
１　略
２　災害時における通信連絡
（１）　略
（２）通信機器の借受
県は、有線回線の輻輳（ふくそう）や停電等のため有線通信が使用できない場合、電気通信事業者等や九州総合通信局から通信機器（携帯電話・衛星携帯電話・ＭＣＡ無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に活用する。
（３）～（４）　略
（５）その他の通信整備の利用
ア　専用通信施設の利用
略</td><td>第４　通信計画
１　略
２　災害時における通信連絡
（１）　略
（２）通信機器の借受
県は、有線回線の輻輳（ふくそう）や停電等のため有線通信が使用できない場合、電気通信事業者等や九州総合通信局から通信機器（携帯電話・衛星通信・ＭＣＡ無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に活用する。
（３）～（４）　略
（５）その他の通信整備の利用
ア　専用通信施設の利用
略</td><td>防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正</td></tr>
<tr><td>県（防災行政無線）、警察、九州地方整備局、福岡管区気象台、第七管区海上保安本部、大阪航空局、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社</td><td>県（防災行政無線）、警察、九州地方整備局、福岡管区気象台、第七管区海上保安本部、大阪航空局、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社</td><td>分社化に伴う修正</td></tr>
<tr><td>（表中）通信設備設置機関
<table><tr><td>九州電力株式会社</td><td>昭 39.8.18</td><td>各支社･営業所･電力所･発電所･変電所･制御所･工務所の長</td></tr></table></td><td>（表中）通信設備設置機関
<table><tr><td>九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社</td><td>昭 39.8.18</td><td>各支社･営業所･電力所･発電所･変電所･制御所･工務所の長</td></tr></table></td><td>分社化に伴う修正</td></tr>
<tr><td>イ～ウ　略
エ　電子メール等の活用</td><td>イ～ウ　略
エ　電子メール等の活用</td><td></td></tr>
<tr><td>【消防通信連絡系統表（防災行政無線・加入電話利用）】
（表中）
<table><tr><td>福岡市消防局
東消防署
（略）
中央消防署
（略）</td><td>131-70</td><td>(092)725-6595
(092)641-1307
（略）
(092)524-1501</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>大川市消防本部</td><td>665-70</td><td>(0944)88-1145</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>【消防通信連絡系統表（防災行政無線・加入電話利用）】
（表中）
<table><tr><td>福岡市消防局
東消防署
（略）
中央消防署
（略）</td><td>131-70</td><td>(092)725-6595
(092)683-0119
（略）
(092)762-0119</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>削除</td><td>削除</td><td>削除</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>移転等による修正

久留米広域消防本部へ統合のため削除</td></tr>
<tr><td>３～４　略</td><td>３～４　略</td><td></td></tr>
<tr><td>第４節　広報・広聴
第１　災害広報の実施
１　県における広報
（１）～（２）略
（３）広報の実施
ア　きめ細かな情報提供
広報班は、本部事務局と緊密な連絡を図り、県民等からの通報内容</td><td>第４節　広報・広聴
第１　災害広報の実施
１　県における広報
（１）～（２）略
（３）広報の実施
ア　きめ細かな情報提供
広報班は、本部事務局と緊密な連絡を図り、県民等からの通報内容</td><td></td></tr>
</table>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>のモニター結果及び各部が把握した災害情報等から、県民等の情報ニーズを分析し、それに即応した広報を実施する。
なお、被災地から一時的に避難した被災者や高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者においては、情報が不足する傾向があることから、情報伝達経路の確保に努める。
（表中）
<table><tr><th>対　象</th><th>情　報　伝　達　経　路</th></tr><tr><td rowspan="2">指定避難所等の被災者</td><td>(県内) 指定避難所巡回員等</td></tr><tr><td>(県外) 各都道府県公営住宅管理主管課、各都道府県県政記者クラブ等との連携等</td></tr></table></td><td>のモニター結果及び各部が把握した災害情報等から、県民等の情報ニーズを分析し、それに即応した広報を実施する。
なお、被災地から一時的に避難した避難者や高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者においては、情報が不足する傾向があることから、情報伝達経路の確保に努める。
（表中）
<table><tr><th>対　象</th><th>情　報　伝　達　経　路</th></tr><tr><td rowspan="2">指定避難所等の避難者</td><td>(県内) 指定避難所巡回員等</td></tr><tr><td>(県外) 各都道府県公営住宅管理主管課、各都道府県県政記者クラブ等との連携等</td></tr></table></td><td>防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正

防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正</td></tr>
<tr><td>２　市町村における広報
市町村は、災害応急対策の第一次的実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに被災住民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。なお、避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。
・避難勧告・指示等に関すること
略
３　指定公共機関等における広報
（１）　略
（２）九州電力株式会社
略
（３）～（６）　略
第２　広報の実施方法
関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに行う。
県、市町村及び防災関係機関は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。
なお、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることをかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定緊急避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
１～７　略
第３　災害時の放送要請
１　略
２　緊急警報放送の要請
（１）～（２）　略
（３）要請理由
ア　事態が切迫し、避難勧告、命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。
イ　略</td><td>２　市町村における広報
市町村は、災害応急対策の第一次的実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに被災住民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。なお、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。
・避難指示等に関すること
略
３　指定公共機関等における広報
（１）　略
（２）九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社
略
（３）～（６）　略
第２　広報の実施方法
関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに行う。
県、市町村及び防災関係機関は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。
なお、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることをかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
１～７　略
第３　災害時の放送要請
１　略
２　緊急警報放送の要請
（１）～（２）　略
（３）要請理由
ア　事態が切迫し、緊急安全確保、避難指示や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。
イ　略</td><td>災害対策基本法改正に基づく修正

分社化に伴う修正

防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正

災害対策基本法改正に基づく修正</td></tr>
</table>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
（４）　略	（４）　略	
【放送要請に係る様式】 （略） １．要請理由 ① 避難勧告、警報等の周知、徹底を図るため ② 災害時の混乱を防止するため ③ 市町村から要請があったため ④ 災害対策本部配備要員を召集するため （略）	【放送要請に係る様式】 （略） １．要請理由 ① 避難指示、警報等の周知、徹底を図るため ② 災害時の混乱を防止するため ③ 市町村から要請があったため ④ 災害対策本部配備要員を召集するため （略）	災害対策基本法改正に基づく修正
※　被要請機関（県・ＮＨＫ）は折り返し要請者に電話し、内容の確認を行うこと。	※　被要請機関（県・ＮＨＫ）は折り返し要請者に電話し、内容の確認を行うこと。	
資料編Ⅰ　放送協定－災害時に関する対策のための放送要請に関する協定書 参照	資料編　放送協定－災害時に関する対策のための放送要請に関する協定　参照	地域防災計画資料編修正に伴う修正
第４　略	第４　略	
第５節　略	第５節　略	
第６節　二次災害の防災	第６節　二次災害の防災	
第１～第３　略	第１～第３	
第４　地震、降雨等に伴う二次災害の防止	第４　地震、降雨等に伴う二次災害の防止	
１　水害・土砂災害・宅地災害対策 略	１　水害・土砂災害・宅地災害対策 略 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
２～３　略	２～３　略	
第５　略	第５　略	
第６　鉱山災害応急対策 県防災計画（基本編・風水害対策編）第２編第２章第 31 節「鉱山災害応急対策計画」に準ずる。	第６　鉱山災害応急対策 県防災計画（基本編・風水害対策編）第３編「災害応急対策計画」第２章「災害応急対策活動」第 32 節「鉱山の災害応急対策」に準ずる。	基本編・風水害対策編の目次修正に基づく修正
第７節　救出活動 大規模地震時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、津波等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。 そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。	第７節　救出活動 大規模地震時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、津波等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。 そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。 また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td></td><td>動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
なお、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は，新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため，職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</td><td>防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正</td></tr>
<tr><td>第１～第４　略</td><td>第１～第４　略</td><td></td></tr>
<tr><td>第８節　避難対策の実施
災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、屋内での待避その他の避難のための安全確保に関する措置（以下「安全確保措置」という。）をとらせるための避難方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。</td><td>第８節　避難対策の実施
災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための避難方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。</td><td>災害対策基本法改正に基づく修正</td></tr>
<tr><td>第１　避難の指示、勧告の周知
１　避難の勧告、指示
（１）避難の勧告・指示権者

【避難の勧告・指示権者及び時期】
<table>
<tr><th>指示権者</th><th>勧告権者</th><th>…</th><th>対象となる災害の内容（要件・時期）</th><th>…</th><th>勧告又は指示の対象</th><th>勧告又は指示の内容</th></tr>
<tr><td>市町村長（委任を受けた吏員又は消防職員）</td><td>市町村長（委任を受けた吏員又は消防職員）</td><td></td><td></td><td>…</td><td>…</td><td>①立ち退きの勧告・指示
②立退き先の指示(※1)
③安全確保措置の指示</td></tr>
<tr><td>…</td><td></td><td></td><td></td><td>…</td><td>…</td><td></td></tr>
<tr><td>警察官</td><td></td><td></td><td>全災害
・市町村長が避難のための立ち退き又は安全確保措置をすることができないと警察官が認めるときまたは市町村長から要求があったとき
略</td><td>…</td><td>…</td><td>①②略
③安全確保措置の指示
④略</td></tr>
</table></td><td>第１　避難の指示の周知
１　避難の指示
（１）避難の指示権者

【避難の指示権者及び時期】
<table>
<tr><th>指示権者</th><th>指示権者</th><th>…</th><th>対象となる災害の内容（要件・時期）</th><th>…</th><th>指示の対象</th><th>指示の内容</th></tr>
<tr><td>市町村長（委任を受けた吏員）</td><td>市町村長（委任を受けた吏員）</td><td></td><td></td><td>…</td><td>…</td><td>①立ち退きの指示
②立退き先の指示(※1)
③緊急安全確保の指示</td></tr>
<tr><td>…</td><td></td><td></td><td></td><td>…</td><td>…</td><td></td></tr>
<tr><td>警察官</td><td></td><td></td><td>全災害
・市町村長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置をすることができないと警察官が認めるときまたは市町村長から要求があったとき
略</td><td>…</td><td>…</td><td>①②略
③緊急安全確保措置の指示
④略</td></tr>
</table></td><td>災害対策基本法改正に基づく修正</td></tr>
</table>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
海上保安官 ／ ／ ／ 全災害 ・市町村長が避難のための立ち退き又は安全確保措置をすることができないと警察官が認めるときまたは市町村長から要求があったとき 略 ／ ／ ／ ①②略 ③安全確保措置の指示 … ／ … ／ … ／ … ／ … ／ … ／ …	海上保安官 ／ ／ ／ 全災害 ・市町村長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置をすることができないと警察官が認めるときまたは市町村長から要求があったとき 略 ／ ／ ／ ①②略 ③緊急安全確保措置の指示 … ／ … ／ … ／ ／ … ／ … ／ …	
略 （注）１「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。 ２「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。	略 （注）１「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。	災害対策基本法改正に基づく修正
（２）避難の勧告・指示等の基準 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きの勧告、指示、安全確保措置の指示を行う。 災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、風水害の被災地近傍の支所等において勧告等を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。 避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。	（２）避難の指示等の基準 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示を行う。 災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、風水害の被災地近傍の支所等において指示等を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。	災害対策基本法改正に基づく修正
（３）指定行政機関の長等による助言 市町村長は、避難のための立ち退きの勧告、指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該勧告について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、積極的に助言するものとする。	（３）指定行政機関の長等による助言 市町村長は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言するものとする。	災害対策基本法改正に基づく修正
２　相互の連絡協力 関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、勧告、安全確保措置の指示の措置	２　相互の連絡協力 関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示の措置を	災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。 　市町村長は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、勧告、安全確保措置の指示の措置をとった場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連絡を行うものとする。	とった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。 　市町村長は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示の措置をとった場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連絡を行うものとする。	
３　住民等への周知	３　住民等への周知	
（１）避難の指示、勧告、安全確保措置の指示を行った場合には、地域住民等に対し市町村防災行政無線、広報車、サイレンあるいは報道機関を通じて、避難指示（緊急）、勧告又は安全確保措置の指示の理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。 　また、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するよう努めるものとする。	（１）避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行った場合には、地域住民等に対し市町村防災行政無線、広報車、サイレンあるいは報道機関を通じて、避難指示又は緊急安全確保措置の指示の理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。 　また、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するよう努めるものとする。	災害対策基本法改正に基づく修正
（２）市町村長等は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難の勧告・指示の伝達」には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。	（２）市町村長等は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難の指示の伝達」には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。	
（３）市町村は、住民等に対し、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。	（３）市町村は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル、旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正
第２　略	第２　略	
第３　避難者の誘導及び移送	第３　避難者の誘導及び移送	
１　市町村	１　市町村	
（１）住民等の避難誘導 　住民等の避難誘導は、警察や自主防災組織等の協力を得て市町村が実施する。 　市町村は、住民等に対し、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。	（１）住民等の避難誘導 　住民等の避難誘導は、警察や自主防災組織等の協力を得て市町村が実施する。 　市町村は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正
（２）～（３）　略	（２）～（３）　略	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
	（４）広域避難 ア　広域避難についての協議 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 イ　広域避難の実施について 市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 ウ　避難者への情報提供 市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。 （５）広域一時滞在 ア　広域一時滞在についての協議 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域 外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。 イ　広域的避難収容活動の実施 市町村は、政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
２　県 （１）略 （２）広域一時滞在 市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市町村からの要求を待ついとまがないと認められ	２　県 （１）略 （２）広域避難	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正

旧	新	改正理由
るときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町村に代わって行うものとする。 また、県は、必要に応じて他県に相互応援協定に基づく応援要請や、国等に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。その際、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。 市町村は、指定緊急避難場所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	県は、必要に応じて他県に相互応援協定に基づく応援要請や、国等に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。その際、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。	
	ア　他の都道府県との協議 県は，市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。 イ　広域避難に関する助言 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。 ウ　広域避難の実施について 県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 エ　避難者への情報提供 県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
	（３）広域一時滞在 ア　他の都道府県との協議 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。 イ　広域一時滞在に関する助言 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。 ウ　広域的避難収容活動の実施 県は、政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
３～４　略	３～４　略	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第４　指定緊急避難場所等の開設	第４　指定避難所等の開設	災害対策基本法改正に基づく修正
１　市町村	１　市町村	
市町村は、地震災害により、家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、遅滞なく指定緊急避難場所及び指定避難所の開設を行い、住民等に周知徹底を図るものとする。	市町村は、地震災害により、家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、遅滞なく指定避難所等の開設を行い、住民等に周知徹底を図るものとする。	
指定緊急避難場所等の開設に当たっては、災害の状況に応じ、指定避難所の立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行う。	指定避難所等の開設に当たっては、災害の状況に応じ、その立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行うとともに、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。	また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。	
	指定避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。	災害対策基本法改正に基づく修正
市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。	市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。	
避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。	指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。	字句の修正
この場合、市町村は以下の点に留意するものとする。	指定避難所等を開設する場合、市町村は以下の点に留意するものとする。	
（１）開設指定避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底	（１）開設した指定避難所等の付近住民に対する速やかな周知徹底	字句の修正
（２）　略	（２）　略	
（３）指定避難所責任者の選任とその権限の明確化	（３）指定避難所等の責任者の選任とその権限の明確化	
（４）避難者名簿の作成（なお、指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報についても、把握するよう努めるものとする）	（４）避難者名簿の作成（なお、指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている避難者等に係る情報についても、把握するよう努めるものとする）	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
（５）　略	（５）　略	
（６）良好な居住性の確保、当該指定避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備	（６）良好な居住性の確保、当該指定避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備	
（７）次の事項について県へ速やかに報告する。	（７）関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、次の避難所の開設状況等の事項について県へ適切に報告する。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
ア　指定避難所開設の日時及び場所	ア　指定避難所等の開設の日時及び場所	
イ　受入れ状況及び受入れ人員	イ　受入れ状況及び受入れ人員	
※　指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等についても情報の早期把握に努める。	※　指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている避難者等についても情報の早期把握に努める。	
ウ～エ　略	ウ～エ　略	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
（８）指定避難所の適切な運営管理 ア　指定避難所における協力体制の構築 指定避難所における正確な情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営管理について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。 イ　指定避難所の運営管理に関する役割分担を明確化 ウ　被災者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援 被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	（８）指定避難所等の適切な運営管理 ア　指定避難所等における協力体制の構築 指定避難所等における正確な情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。 イ　指定避難所等の運営管理に関する役割分担を明確化 ウ　避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援 避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 エ　女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生防止 指定避難所等における性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 （９）収容人数等の周知 収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。 （１０）新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正 字句の修正 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
２　県 市町村から災害救助法による指定避難所開設について応援の要請を受けたときは、被災市町村に隣接する市町村に必要な応援等の要請をするとともに、必要に応じ県警察に通知する。	２　県 市町村から災害救助法による指定避難所開設について応援の要請を受けたときは、被災市町村に隣接する市町村に必要な応援等の要請をするとともに、必要に応じ県警察に通知する。 また、市町村からの避難所の開設状況等に関する情報を国に共有するよう努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
第５　開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理 １　避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所運営 （１）～（２）略 （３）男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮 指定避難所においては、女性の意見を反映し、運営管理における女性の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や	第５　開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理 １　避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所運営 （１）～（２）略 （３）多様な性の視点等に配慮 指定避難所においては、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、運営管理において、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。	や生理用品・女性用下着の女性による配布、性的少数者や障がいのある人等に配慮した多目的トイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、女性や性的少数者、子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
（４）～（８）略	（４）～（８）略	
２　避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理 市町村は以下の点に留意するものとする。 なお、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努めるものとする。	２　避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理 市町村は以下の点に留意するものとする。 なお、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努めるものとする。	
また、国、県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	また、国、県及び市町村は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
略	略	
３　保健・衛生対策 県及び市町村は以下の点に留意するものとする。	３　保健・衛生対策 県及び市町村は以下の点に留意するものとする。	
なお、市町村は、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における愛護動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	なお、市町村は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
（１）～（６）　略	（１）～（６）　略	
第６～第７　略	第６～第７　略	
第８　指定避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	第８　指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮 やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
第９　帰宅困難者対策 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の運営管理に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努めるものとする。	第９　帰宅困難者対策 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の運営管理に当たっては、多様な性や、要配慮者のニーズに配慮するよう努めるものとする。	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
【避難勧告及び指示系統図】 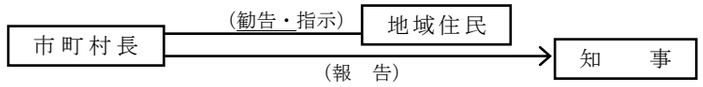 	【避難指示系統図】 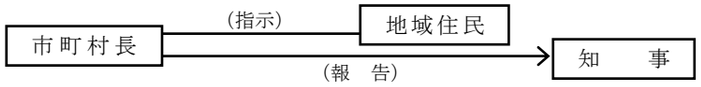 	災害対策基本法改正に基づく修正
第９節　交通・輸送対策の実施 第１　交通の確保対策の実施 １　略 ２　陸上の交通対策 （１）警察（公安委員会）による交通規制等 ア　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。	第９節　交通・輸送対策の実施 第１　交通の確保対策の実施 １　略 ２　陸上の交通対策 （１）警察（公安委員会）による交通規制等 ア　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに災害応急対策を行う緊急通行車両等の通行を確保するため必要があると認めるときは、緊急交通路を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。	字句の修正
イ　災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは緊急通行車両の先導を行う。		実施する必要性がないため削除
ウ　緊急通行車両の通行の確保等的確、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。	イ　緊急通行車両等の通行の確保等的確、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。	
エ　緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本章において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。	ウ　緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本章において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。	字句の修正
資料編Ⅰ　緊急通行車両－緊急通行車両関係資料　参照	資料編　緊急通行車両等－緊急通行車両等関係資料　参照	
（２）道路管理者等による通行の禁止、制限 道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 また、各道路管理者等は関係警察署と協力し、関係警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して、迅速に管内の交通情報を把握することに努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する。	（２）道路管理者等による通行の禁止、制限 道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 また、各道路管理者等は関係警察署と協力し、関係警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して、迅速に管内の交通情報を把握することに努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する。	
	道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。	道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。	字句の修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
（３）相互の連携・協力 警察（公安委員会）及び道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について、相互に連携、協力し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。 ア　略 イ　緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請 ウ～エ　略 （４）～（５）　略 ３～４　略 第２　緊急輸送対策の実施 １～３　略 ４　緊急通行車両の確認 公安委員会が災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するため、車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。 （１）申請手続 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」及び「緊急通行車両として使用することを疎明する書類」、「自動車検査証（写）」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。 ア　県－総務部防災危機管理局、農林事務所 イ　県公安委員会 （ア）～（イ）　略 （ウ）交通機動隊（各地区隊を含む） （エ）高速道路交通警察隊（各分駐隊を含む） （２）緊急通行車両の標章及び証明書の交付 緊急通行車両であることを認定したときは、知事又は県公安委員会は、速やかに緊急通行車両確認証明書及び標章を申請者に交付する。 （３）災害発生時の事前届出車両の措置 事前届出車両について、第２編「災害予防計画」第４章「効果的な応急活動のための事前対策」 第９節「交通・輸送体制の整備」第１ 道路交通体制の整備に定める緊急通行車両の確認申請を受けた県公安委員会は、確認に係る審査を省略し、緊急通行車両確認証明書及び標章を直ちに申請者に交付する。 資料編Ⅰ 緊急通行車両－緊急通行車両関係資料 参照 ５～６　略 第３　交通施設の応急・復旧 １　趣旨 交通施設は、災害時等において緊急通行車両の通行の確保に欠くこ	（３）相互の連携・協力 警察（公安委員会）及び道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について、相互に連携、協力し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。 ア　略 イ　緊急通行車両等の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請 ウ～エ　略 （４）～（５）　略 ３～４　略 第２　緊急輸送対策の実施 １～３　略 ４　緊急通行車両等の確認 公安委員会が災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するため、車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両等の確認（証明書及び標章の交付）を行う。 （１）申請手続 緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認申請書」及び「緊急通行車両等として使用することを疎明する書類」、「自動車検査証（写）」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。 ア　県－総務部防災危機管理局、農林事務所 イ　県公安委員会 （ア）～（イ）　略 （ウ）高速道路交通警察隊（各分駐隊を含む） （エ）交通検問所 （２）緊急通行車両等の標章及び証明書の交付 緊急通行車両等であることを認定したときは、知事又は県公安委員会は、速やかに緊急通行車両等確認証明書及び標章を申請者に交付する。 （３）災害発生時の事前届出車両の措置 事前届出車両について、第２編「災害予防計画」第４章「効果的な応急活動のための事前対策」 第 10 節「交通・輸送体制の整備」第１「緊急通行車両等の事前届出」に定める緊急通行車両等の確認申請を受けた県公安委員会は、確認に係る審査を省略し、緊急通行車両等確認証明書及び標章を直ちに申請者に交付する。 資料編　交通施設－緊急通行車両等関係資料 参照 ５～６　略 第３　交通施設の応急・復旧 １　趣旨 交通施設は、災害時等において緊急通行車両等の通行の確保に欠く	字句の修正 字句の修正 規程（通達）の変更による交付窓口変更のため 字句の修正 地域防災計画資料編修正に伴う修正 字句の修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
とのできない重要施設である点に鑑み、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。	ことのできない重要施設である点に鑑み、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。	
２　道路施設	２　道路施設	
（１）略	（１）略	
（２）国・県（道路維持課）・市町村・警察（公安委員会） 各道路管理者等及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。	（２）国・県（道路維持課）・市町村・警察（公安委員会） 各道路管理者等及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両等の通行確保のため、次の措置を講じる。	字句の修正
ア　略	ア　略	
イ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。	イ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。	字句の修正
ウ～カ　略	ウ～カ　略	
（３）西日本高速道路株式会社	（３）西日本高速道路株式会社	
ア～エ　略	ア～エ　略	
オ　応急復旧	オ　応急復旧	
（ア）応急復旧の基本方針 災害が発生した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。 この場合において、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下線が分離されている道路にあっては上下線各１車線又は片側２車線を、分離されていない道路にあっては、１車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。	（ア）応急復旧の基本方針 災害が発生した場合においては、速やかに緊急通行車両等の通行を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。 この場合において、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下線が分離されている道路にあっては上下線各１車線又は片側２車線を、分離されていない道路にあっては、１車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。	字句の修正
（イ）車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	（イ）車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	字句の修正
（ウ）　略	（ウ）　略	
カ　緊急通行車両の取り扱い 通行の禁止又は制限を実施した場合において、緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、これらの車両を通行できるように暫定的な復旧措置を講ずるよう努める。 なお、これらの車両を通行させる際には、道路状況、被災状況等を了知させ、通行方法等の指示を行う。	カ　緊急通行車両等の取り扱い 通行の禁止又は制限を実施した場合において、緊急通行車両等の通行が必要であると認められるときは、これらの車両を通行できるように暫定的な復旧措置を講ずるよう努める。 なお、これらの車両を通行させる際には、道路状況、被災状況等を了知させ、通行方法等の指示を行う。	字句の修正
キ　関係機関との協議 通行の禁止制限の実施、解除、緊急通行車両の取り扱いのほか必要な事項については、警察、地方公共団体、他の道路管理者等関係機関と協議する。	キ　関係機関との協議 通行の禁止制限の実施、解除、緊急通行車両等の取り扱いのほか必要な事項については、警察、地方公共団体、他の道路管理者等関係機関と協議する。	字句の修正
（４）福岡北九州高速道路公社	（４）福岡北九州高速道路公社	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
ア　災害発生前の措置 （ア）情報連絡 災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。 （イ）略 イ　災害時における措置 （ア）略 （イ）車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 （ウ）応急工事 高速道路が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に施行する。 （５）福岡県道路公社 ア　災害発生前の措置 （ア）情報連絡 災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。 （イ）略 イ　災害時における措置 （ア）略 （イ）車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 （ウ）応急工事 有料道路等が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に施行する。 ３～５　略	ア　災害発生前の措置 （ア）情報連絡 災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両等の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。 （イ）略 イ　災害時における措置 （ア）略 （イ）車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 （ウ）応急工事 高速道路が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両等の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に施行する。 （５）福岡県道路公社 ア　災害発生前の措置 （ア）情報連絡 災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両等の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。 （イ）略 イ　災害時における措置 （ア）略 （イ）車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 （ウ）応急工事 有料道路等が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両等の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に施行する。 ３～５　略	字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第１０節　医療救護	第１０節　医療救護	
第１　医療情報の収集・提供	第１　医療情報の収集・提供	
１　情報の収集（保健医療介護総務課・医療指導課・薬務課） 略	１　情報の収集（保健医療介護総務課・医療指導課・薬務課・健康増進課こころの健康づくり推進室） 略	所管の修正
第２　略	第２　略	
第３　初動医療体制	第３　初動医療体制	
１　略	１　略	
２　医療救護班の派遣等 市町村長及び県知事は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を医療救護所、指定避難所等に派遣する。	２　医療救護班の派遣等 市町村長及び知事は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を医療救護所、指定避難所等に派遣する。	字句の修正
（１）～（２）　略	（１）～（２）　略	
（３）連絡指令方式 ア　市町村長は、地区医師会長の協力の下、市町村医療救護班の出動要請、近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて県知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。 イ　県医師会長は、広域災害・救急医療情報システム等を通じ、広域支援が必要と認められる場合は、直ちに県知事へ連絡する。 ウ　県知事は、独自の情報収集、市町村長からの広域支援要請又は県医師会長からの連絡等により広域支援が必要と認める場合は、直ちに広域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対し、患者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。	（３）連絡指令方式 ア　市町村長は、地区医師会長の協力の下、市町村医療救護班の出動要請、近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。 イ　県医師会長は、広域災害・救急医療情報システム等を通じ、広域支援が必要と認められる場合は、直ちに知事へ連絡する。 ウ　知事は、独自の情報収集、市町村長からの広域支援要請又は県医師会長からの連絡等により広域支援が必要と認める場合は、直ちに広域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対し、患者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。	
（４）　略	（４）　略	
３　福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）の配置、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県ＤＭＡＴ）の派遣（医療指導課）	３　福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）の配置、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県ＤＭＡＴ）の派遣（医療指導課）、ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかＤＰＡＴ）の派遣（健康増進課こころの健康づくり推進室）	所管の修正
（１）福岡県災害医療コーディネーター 県知事は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネーターを県庁や保健所等に配置（保健所設置市への派遣を含む。）する。 福岡県災害医療コーディネーターの配置等については、福岡県災害医療コーディネーター設置要綱に定めるところによる。	（１）福岡県災害医療コーディネーター 知事は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネーターを県庁や保健所等（保健医療調整本部及び地方本部）に配置（保健所設置市への派遣を含む。）する。 福岡県災害医療コーディネーターの配置等については、福岡県災害医療コーディネーター設置要綱に定めるところによる。	記載の適正化
（２）福岡県災害医療派遣チーム（福岡県ＤＭＡＴ） 県知事又は各消防本部（局）消防長は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネーター、福岡県災害時小児周産期リエゾン、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県ＤＭＡＴ）の派遣を要請する。 派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、福岡県災害医療コーディネーター、福岡県災害時小児周産期リエゾン、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱等に定めるところによる。	（２）福岡県災害派遣医療チーム（福岡県ＤＭＡＴ） 知事又は各消防本部（局）消防長は、災害の状況に応じて、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県ＤＭＡＴ）の派遣を要請する。 派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱等に定めるところによる。	記載の適正化
	（３）ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかＤＰＡＴ） 県は、災害の状況に応じて、ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふ	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
	くおかＤＰＡＴ）の派遣を要請する。 派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、ふくおか災害派遣精神医療チーム設置運営要綱等に定めるところによる。	
第４　後方医療活動 医療救護所では対応できない重症者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療施設に搬送して収容、治療を行う。	第４　後方医療活動 医療救護所では対応できない重症者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療機関に搬送して収容、治療を行う。	字句の修正
１　略 ２　救急病院・診療所 災害時において当該施設の機能に応じた被災者収容、治療等を行う。	１　略 ２　救急病院等 災害時において当該施設の機能に応じた被災者収容、治療等を行う。	
第５　医療品等の供給 １～２　略 ３　県は、医薬品等の搬送・保管・分類には、多くの人員を必要とし、また、専門的知識が必要となる場合もあることから、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会、（公社）福岡県薬剤師会の協力を得て実施することとする。	第５　医療品等の供給 １～２　略 ３　県は、医薬品等の搬送・保管・分類には、多くの人員を必要とし、また、専門的知識が必要となる場合もあることから、県医薬品卸業協会、県医療機器協会、県薬剤師会の協力を得て実施することとする。	記載の適正化
４　略	４　県は、災害の状況に応じて、モバイルファーマシーの医療救護所等への出動を県薬剤師会へ、モバイルファーマシーへの医薬品の搭載を県医薬品卸業協会へ要請する。 ５　略	モバイルファーマシーの運用開始を踏まえた修正
第６　略 第７　搬送 １～３　略 ４　ヘリコプターによる広域搬送 県及び市町村は、災害拠点病院や救急病院・診療所の近隣に選定されたヘリコプター離着陸場等を活用し、ヘリコプターによる広域搬送を実施する。 また、複数機によるヘリコプター搬送のルート調整については、防災関係機関が相互に協力して行　う。 ５　略	第６　略 第７　搬送 １～３　略 ４　ヘリコプターによる広域搬送 県及び市町村は、災害拠点病院や救急病院等の近隣に選定されたヘリコプター離着陸場等を活用し、ヘリコプターによる広域搬送を実施する。 また、複数機によるヘリコプター搬送のルート調整については、防災関係機関が相互に協力して行う。 ５　略	記載の適正化
第８　広域的医療救護活動の調整（医療指導課・防災危機管理局）	第８　広域的医療救護活動の調整（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局	所管の修正
１　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）	１　災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）	記載の適正化
略 また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣が想定される場合において、統括ＤＭＡＴを災害対策本部（医療救護調整本部）及び現地災害対策本部に配置し、統括ＤＭＡＴと連携して医療救護活動を行う。	略 また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣が想定される場合において、保健医療調整本部（医療救護調整本部）にＤＭＡＴ調整本部を設置するとともに、統括ＤＭＡＴを保健医療調整本部（ＤＭＡＴ調整本部）等に配置し、統括ＤＭＡＴと連携して医療救護活動を行う。	記載の適正化
略 県は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）活動の終了以降、福岡県医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ福岡）、日本赤十字社福岡県支部、独立行	略 県は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）活動の終了以降、福岡県医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ福岡）、日本赤十字社福岡県支部、独立行	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、福岡県歯科医師会、福岡県薬剤師会、福岡県看護協会、民間医療機関等からの医療救護班派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、福岡県歯科医師会、福岡県薬剤師会、福岡県看護協会、民間医療機関等からの医療救護班派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	記載の適正化
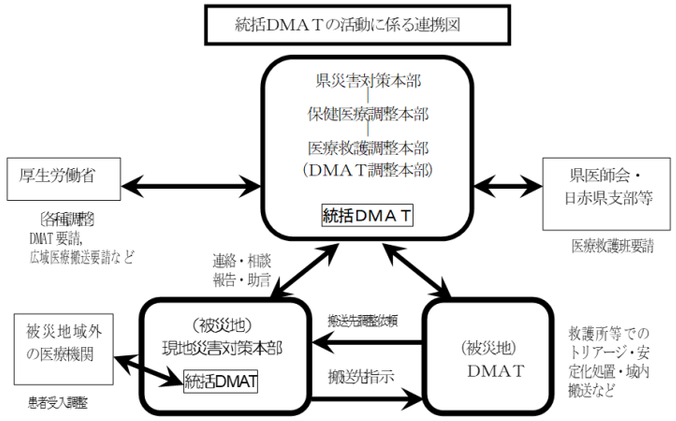	（図を削除）	記載の適正化
	２　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ） 県は、災害時に災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣が想定される場合において、保健医療調整本部（医療救護調整本部）にＤＰＡＴ調整本部を設置し、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等と連携して医療救護活動を行う。 また、必要に応じて、他県、国に対し災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣要請や、被災した精神科病院等の入院患者の受入要請等、広域的な調整を図る。	広域的医療救護活動を行う DPAT を追加
２　広域後方医療機関 （１）～（２）　略 第９　救助法で定める基準 １～７　略 ８　実施方法 （１）　略 （２）助産救助 ア　医療救護班によって実施するが、急を用するときは助産師による助産を実施する。 イ　アより難い場合は産院又は一般の医療機関により実施する。 資料編Ｉ　災害救助法－災害救助法に基づく県と日赤との救助業務委託契約書 参照	３　広域後方医療施設 （１）～（２）　略 第９　救助法で定める基準 １～７　略 ８　実施方法 （１）　略 （２）助産救助 ア　医療救護班によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。 イ　アにより難い場合は産院又は一般の医療機関により実施する。	字句の修正 字句の修正
第１１節　要配慮者の支援	第１１節　要配慮者の支援	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
略 なお、市町村は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するものとする。	略 なお、市町村は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を効果的に利用するものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第１　震災により新たに発生した要配慮者に関する対策 １　略 ２　県は、市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。	第１　震災により新たに発生した要配慮者に関する対策 １　略 ２　県は、市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。 <u>３　県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣し、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。（福祉総務課）</u>	災害派遣福祉チームの派遣運用開始を踏まえた修正
第２　高齢者及び障がいのある人に係る対策 １～２　略	第２　高齢者及び障がいのある人に係る対策 １～２　略 ３　<u>県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣し、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。</u>	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第１２節　保健衛生、防疫、環境対策 第１　略 第２　防疫 １　方針 県及び市町村は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。	第１２節　保健衛生、防疫、環境対策 第１　略 第２　防疫 １　方針 県及び市町村は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。 <u>また、市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u>	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
２～７　略 第３～第４　略	２～７　略 第３～第４　略	
第１３節　遺体の捜査、収容及び火葬 第１　略 第２　遺体の調査、身元確認 １　警察 （１）～（３）　略 （４）遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、<u>行旅病人及行旅死亡人取扱法第７条１項、死体取扱規則第７条、</u>戸籍法第 92 条第１項により、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して市町村長に引き渡す。	第１３節　遺体の捜査、収容及び火葬 第１　略 第２　遺体の調査、身元確認 １　警察 （１）～（３）　略 （４）遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、<u>警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第 10 条、死体取扱規則第７条、行旅病人及行旅死亡人取扱法第７条１項、</u>戸籍法第 92 条第１項により、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して市	根拠規定を明確にするための修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
	町村長に引き渡す。	
２～５　略	２～５　略	
第３　略	第３　略	
第４	第４	
１　遺体の火葬	１　遺体の火葬	
（１）　略	（１）　略	
（２）県（生活衛生課） 市町村で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内の他市町村及び近隣県に対して応援要請を行い、広域的な火葬の実施を支援する。	（２）県（生活衛生課） 市町村で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内の他市町村及び近隣県に対して応援要請を行い、広域的な火葬の実施を支援する。	
資料編Ⅰ　火葬施設－火葬場所在地、名称、処理能力の一覧表	資料編　火葬施設－火葬場所在地、名称、処理能力一覧表	地域防災計画資料編修正に伴う修正記載の適正化
資料編Ⅰ　応援協定－災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請	資料編　応援協定－災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	
第５　略	第５　略	
第１４節　略	第１４節　略	
第１５節　食料の供給	第１５節　食料の供給	
第１～第５　略	第１～第５　略	
第６　救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法	第６　救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方　法	
１　給与の対象	１　給与の対象	
（１）　略	（１）　略	
（２）住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者	（２）住家の被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者	記載の適正化
（３）　略	（３）　略	
２～４　略	２～４　略	
第１６節　生活必需等の供給	第１６節　生活必需等の供給	
第１～第６　略	第１～第６　略	
第７　救助法で定める基準	第７　救助法で定める基準	
１　被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	１ 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	
（１）対象者	（１）対象者	
ア　災害により住家に被害（全焼、全壊、流出、半焼、半壊及び床上浸水）を受けた者	ア　災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水）を受けた者	記載の適正化
イ～ウ　略	イ～ウ　略	
（２）被服、寝具その他生活必需品として認められる品目	（２）被服、寝具その他生活必需品として認められる品目	
ア　被服、寝具及び身の回り品 洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等	ア　被服、寝具及び身の回り品 洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等	
イ～エ　略	イ～エ　略	
（３）～（５）　略	（３）～（５）　略	
第１７節　住宅の確保	第１７節　住宅の確保	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第１　応急仮設住宅の建設 １～２　略 ３　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設 （１）～（４）　略 （５）着工期間は災害発生の日から 20 日以内とする。ただし、20 日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の同意を受けて、期間を延長することができる。 （６）　略 （７）応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議のうえ、市町村が入居者を選定する。なお、この場合、以下の点にも留意するものとする。 ア～イ　略 （８）～（９）　略 ４　略	第１　応急仮設住宅の建設 １～２　略 ３　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設 （１）～（４）　略 （５）着工期間は災害発生の日から 20 日以内とする。ただし、20 日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。（特別基準） （６）　略 （７）応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議のうえ、市町村が入居者を選定する。なお、この場合、以下の点にも留意するものとする。 ア～イ　略 （８）～（９）　略 ４　略	記載の適正化 記載の適正化
第２　空き家住宅の活用 １　県及び市町村は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。 （１）略 （２）民間アパート等賃貸住宅 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。	第２　空き家住宅の活用 １　県及び市町村は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。 （１）略 （２）既存住宅ストックの活用 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第３　被災住宅の応急修理 １　略 ２　救助法で定める基準 （１）～（２）　略 （３）修理の期間は、災害が発生した日から１ヵ月以内とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長する。 （４）～（６）　略 ３　略	第３　被災住宅の応急修理 １　略 ２　救助法で定める基準 （１）～（２）　略 （３）修理の期間は、災害が発生した日から３か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６か月以内）とする。ただし、交通機関の途絶その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。（特別基準） （４）～（６）　略 ３　略	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正に基づくもの 字句の修正
第４　住宅等に流入した土石などの １～２　略 ３　救助法で定める基準 （１）障害物除去の対象	第４　住宅等に流入した土石などの １～２　略 ３　救助法で定める基準 （１）障害物除去の対象	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
ア～ウ　略 エ　住家が半壊又は床上浸水したものであること。 オ　略 （２）～（４）　略 第５～第６　略	ア～ウ　略 エ　住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること。 オ　略 （２）～（４）　略 第５～第６　略	記載の適正化
第１８節　災害廃棄物等の処理 市町村は、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。災害廃棄物については、市町村が策定する災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。 県は、広域的な災害廃棄物の処理が必要となる場合に、災害廃棄物処理計画に基づき支援を行う。 第１　ごみ処理 １～２　略 ３　県 （１）～（３）　略 資料編Ⅰ　ごみ・し尿処理施設－ごみ焼却施設一覧表 参照 第２～第５　略	第１８節　災害廃棄物等の処理 市町村は、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。災害廃棄物については、市町村が策定する災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。 県は、広域的な災害廃棄物の処理が必要となる場合に、災害廃棄物処理計画に基づき支援を行う。 第１　ごみ処理 １～２　略 ３　県 （１）～（３）　略 資料編　ごみ・し尿処理施設－可燃ごみ施設一覧表 参照 第２～第５　略	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正 地域防災計画資料編修正に伴う修正
第１９節　文教対策の実施 第１　学校教育対策 １　略 ２　応急教育 （１）～（３）　略 （４）救助法で定める基準 ア　対象 住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒 イ～ウ　略 （５）～（６）　略 ３～６　略	第１９節　文教対策の実施 第１　学校教育対策 １　略 ２　応急教育 （１）～（３）　略 （４）救助法で定める基準 ア　対象 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒 イ～ウ　略 エ　期間 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については１か月以内、その他の学用品については 15 日以内とする。 ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準） （５）～（６）　略 ３～６　略	記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第２　略	第２　略	
第２０節　略	第２０節　略	
第２１節　ライフライン施設の応急・復旧対策の実施	第２１節　ライフライン施設の応急・復旧対策の実施	
第１　電気施設災害応急対策（九州電力株式会社）	第１　電気施設災害応急対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社）	分社化に伴う修正
１～６　略	１～６　略 ７　電源車等の配備 電気事業者は、大規模停電発生時には、電源車等の配備に努めるものとする。複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国とともに主体的、積極的に調整するものとする。 なお、電源車等の配備にあたって、県は、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努め、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定する。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
第２　ガス施設災害応急対策 １　緊急対策 （１）～（２）　略 （３）二次災害防止措置 ア　略 イ　供給停止判断 地震発生時のガス供給停止判断は以下に基づいて行う。 （ア）地震計の SI 値が 60 カイン以上を記録、または、製造所・供給所からの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難と考えられる場合には、単位ブロック又は統合ブロックを単位として、直ちにガス供給を停止する。 （イ）地震計の SI 値が 30 カイン以上 60 カイン未満となった地域についても、ガス製造設備、供給設備の安全確認を直ちに行い、二次災害発生の恐れがある場合は単位ブロック又は統合ブロックを単位としてガスの供給を速やかに停止する。 ２　復旧対策 （１）～（２）　略 （３）救援要請 広範囲にわたり供給停止した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき一般社団法人日本ガス協会へ救援を要請する。 （４）略	第２　ガス施設災害応急対策 １　緊急対策 （１）～（２）　略 （３）二次災害防止措置 ア　略 イ　供給停止判断 地震が発生した場合、以下に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、供給停止を行う。 （ア）SI 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した地域及び製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な地域については、直ちにガス供給停止を決定する。 （イ）SI 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満となった地域については、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況等から経時的に得られる被害状況により、二次災害の発生が予想される場合は、速やかにガス供給を停止する。 ２　復旧対策 （１）～（２）　略 （３）応援要請 広範囲にわたり供給停止した場合は、「非常事態における応援要綱」に基づき一般社団法人日本ガス協会へ応援を要請する。 （４）略	記載の適正化 要綱改正に伴う修正
第３～第７　略	第３～第７　略	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第４編　災害復旧・復興計画 第１章　災害復旧・災害復興の基本方針 略 第２章　災害復旧事業の推進 略 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村又はその市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。 略 第１節～第２節　略 第３章　被災者等の生活再建等の支援 略 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被害者台帳の作成及び活用を図るものとする。 住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 略	第４編　災害復旧・復興計画 第１章　災害復旧・災害復興の基本方針 略 第２章　災害復旧事業の推進 略 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村又はその市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。 略 第１節～第２節　略 第３章　被災者等の生活再建等の支援 略 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被害者台帳の作成及び活用を図るものとする。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 略	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第１節　罹災証明書の発行 　市町村長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。 　また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。 　市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。県は、罹災証明書を迅速に発行するための市町村の体制強化を促進するよう努めるものとする。	第１節　罹災証明書の発行 　市町村長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。 　また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。 　市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。県は、罹災証明書を迅速に発行するための市町村の体制強化を促進するよう努めるものとする。 　<u>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u>	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。 　また、県は、<u>住家の被害認定の担当者のための研修を行う等により、</u>市町村による災害時の住家の被害認定の迅速化を支援するものとする。育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。	県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。 　また、県は、市町村による災害時の住家の被害認定の迅速化を支援するものとする。育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。	
第２節　被災者台帳の整備 　第１　記載事項 　　被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。 　　１　氏名 　　２　出生の年月日 　　３　男女の別 　　４～14　略 　第２～第４　略	第２節　被災者台帳の整備 　第１　記載事項 　　被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。 　　１　氏名 　　２　出生の年月日 　　３　<u>性別</u> 　　４～14　略 　第２～第４　略	記載の適正化
第３節～第６節　略	第３節～第６節　略	
第７節　生活資金の確保 　第１　被災者生活再建支援制度	第７節　生活資金の確保 　第１　被災者生活再建支援制度	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>１　略
２　支給対象世帯
（１）～（４）　略

３　支給金額
（１）　略
（２）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
（単位：万円）
<table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>２００</td><td>１００</td><td>５０</td></tr></table>※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円。

第２～第４　略

第８節　略

第９節　租税の徴収猶予、減免等
１　略
２　略
（１）～（２）略
（３）減免等
ア～ウ　略
エ　軽油取引税
災害により徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。
オ　産業廃棄物税
災害により徴収した産業廃棄物税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。
災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除する。</td>
<td>１　略
２　支給対象世帯
（１）～（４）　略
（５）住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）
３　支給金額
（１）　略
（２）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
（単位：万円）
<table><tr><td colspan="2">住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr><tr><td rowspan="2">支給額</td><td>全壊～大規模半壊
2(1)～(4)該当</td><td>２００</td><td>１００</td><td>５０</td></tr><tr><td>中規模半壊
2(5)該当</td><td>１００</td><td>５０</td><td>２５</td></tr></table>※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合
・全壊～大規模半壊世帯は、合計 200（又は 100）万円
・中規模半壊世帯は、合計 100（又は 50）万円
第２～第４　略

第８節　略

第９節　租税の徴収猶予、減免等
１　略
２　略
（１）～（２）略
（３）減免等
ア～ウ　略
エ　軽油取引税
徴収した軽油引取税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。
オ　産業廃棄物税
徴収した産業廃棄物税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。
災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除する。
カ　宿泊税
徴収した宿泊税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その宿泊税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。</td>
<td>被災者生活再建支援法の改正を踏まえた修正

被災者生活再建支援法の改正を踏まえた修正

字句の修正

字句の修正

宿泊税導入に伴う修正</td>
</tr>
</table>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
３　略 第 10 節～第 11 節　略 第４章　経済復興の支援　略 第５章　復興計画　略	３　略 第 10 節～第 11 節　略 第４章　経済復興の支援　略 第５章　復興計画　略	